

プラチナローズカード J C B 会員規約

第1章 総則

第1条（語句の定義）

1. 「当社」とは、株式会社いよてつカードサービスを、「伊予鉄グループ」とは、伊予鉄道株式会社、伊予鉄タクシー株式会社、株式会社伊予鉄会館、株式会社伊予鉄高島屋、伊予鉄不動産株式会社、伊予鉄オート株式会社、伊予鉄総合企画株式会社、株式会社伊予鉄トラベル、伊予鉄南予バス株式会社、愛媛日野自動車株式会社、株式会社いよてつ友の会をいいます。「高島屋グループ」とは、株式会社高島屋、株式会社高崎高島屋、株式会社岐阜高島屋、株式会社岡山高島屋、株式会社米子高島屋、株式会社ジェイアール東海高島屋、高島屋クレジット株式会社、高島屋保険株式会社をいいます。
2. 「J C B」とは、株式会社ジェーシービーをいいます。
3. 本規約に定める「カード」とは、当社が株式会社伊予鉄高島屋との提携により発行するクレジットカードで、その名称は「ローズカード J C B」といいます。
4. 「I C い〜カード」とは伊予鉄道株式会社が発行する指定交通乗車ご利用カードをいいます。
5. 「加盟店」とは当社と契約している加盟店、当社が提携したクレジットカード会社（以下「提携カード会社」といいます。）が契約した加盟店、および J C B に加盟する他のクレジットカード会社・金融機関（以下「J C B の加盟カード会社」といいます。）と契約した日本国内・国外の加盟店をあわせていいます。

第2条（会員および家族会員）

1. 会員とは、本規約を承認のうえ、所定の入会申込書により、当社が運営するクレジットカード取引システムのお申込みをされ、入会審査にて当社が入会を承認した方をいいます。
2. 会員には、本会員と家族会員とがあります。
3. 家族会員とは、本会員が代理人として指定した家族で、本会員と生計を一にする同居の配偶者・お子様（高校生を除く 18 歳以上）・ご両親で、当社が認めた方をいいます。本会員は当社が家族会員用に発行するカード（以下「家族カード」といいます。）を、本規約に基づき本会員の代理人として家族会員に利用させることができ、家族会員は、本規約に基づき本会員の代理人として家族カードを利用できるものとします。なお、本会員は家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第32条1項の所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を届出るものとします。本会員は、この届出以前に本代理権が消滅したことを当社に対して主張できません。
4. 本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当該家族会員も会員資格を喪失するものとします。
5. 家族会員による家族カードの利用は全て本会員の代理人としての利用となります。当該家族カードの利用に基づく支払義務は、本会員が負担します。また本会員は自ら本規約を遵守する他、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約を遵守させるものとし、本会員自らが本規約を遵守しなかったこと、または家族会員が本規約を遵守しなかったことにより生じた当社の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含みます。）をいずれも賠償するものとします。
6. 家族会員は、当社が家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対して通知することをあらかじめ承諾するものとします。
7. 会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。

第3条（会員規約およびその改定と承認）

1. 本規約は、会員と当社との一切の契約関係に適用されます。
2. また、将来本規約を変更する場合は、当社は会員に変更事項を通知もしくは告知（変更日の30日前から、当社のホームページに掲載する等）いたします。
3. 当社が変更内容を通知した後、もしくは告知した後、30日以上経過した後、会員がカードを使用した場合、または、退会の申出がなかった場合は、変更事項を承認したものとみなします。

第4条（暗証番号）

1. 当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。会員は、暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し、「0000」「9999」等のゼロ目および生年月日、電話番号、自宅住所等から推測される番号以外の数字を選択し申し出るものとします。但し、会員からの申出がない場合、または会員から申出のあった暗証番号について当社が不適切と判断した場合は、改めて会員へ暗証番号の登録または変更の通知を行うものとします。また会員は、ご本人以外の方に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 当社がカード利用の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認してサービスを提供したときは、カードの偽造、変造、盗用その他の事故があっても、会員に対しサービスを提供したものとみなし、会員は、そのために生ずる一切の責務について支払いの責任を負うものとします。但し、カード管理および登録された暗証番号の管理において会員に責任がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。なお、家族会員が本項に違反したことに基づいて当社またはその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については当該家族会員自身も負担するものとします。
3. 会員は、当社所定の変更申請書類で暗証番号を変更することができます。

第5条（カードの貸与および有効期限）

1. 当社は、本会員および家族会員の各1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。カードの所有権は当社にあり、会員には善良なる管理者の注意をもって、カードを利用、保管管理していただきます。
2. カードのご利用代金のお支払い方法は、「預金口座振替」といたします。カードは、「預金口座振替」の諸手続きが完了された方に発行するものとします。
3. 会員は、当社よりカードを貸与されたときは、本規約を承認のうえ、直ちにその署名欄に会員自身の署名をし、善良なる管理者の注意をもってカードを保管・使用するものとします。なお、カードの署名欄に署名がなされていない場合は、カードはご利用いただけません。会員が当社から複数のカードを貸与されている場合は1枚に整理するものとします。
4. 会員が本規約を承認しない場合には、利用開始前に直ちにカードを切断したうえで当社に返却するものとします。但し、会員がカードを利用された場合、本規約が承認されたものとみなします。
5. カードは、カード上に表示され、署名欄に自署した会員本人に限り利用でき、カード上に表示された名義人以外の者（以下「他人」といいます。）に、譲渡、貸与、または担保に提供する等、カードの占有を第三者に移転することは一切できません。また、会員が現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を利用することはできません。
なお、当社が必要と認めてカードの返却を請求したときは、会員はこれに応じるものとします。
6. 前項に違反してカードが利用された場合、その利用代金の支払は会員の責任となります。
7. 会員は、会員番号およびカードの有効期限についての情報を本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他人に使用させることはできません。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者および会員は、自身が、現在、次のいずれにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
①暴力団②暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等⑥社会運動等標ぼうゴロ⑦特殊知能暴力集団等⑧前各号の共生者⑨その他前各号に準ずるもの（以下総称して「暴力団員等」といいます。）
2. 申込者および会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為。
3. 会員が1項または2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対して、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。
4. 当社は、申込者および会員が1項または2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、申込者によるカードの入会申込みを謝絶、または会員による本規約に基づくカード利用を一時的に停止することができるものとします。カード利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。
5. 会員が、1項または2項のいずれかに該当した場合、1項または2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのクレジットカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当然に期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
6. 5項の規定の適用により、当社に損失、損害または費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、5項の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。
7. 5項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

第10条（届出事項の変更）

1. 会員は、当社に届出た住所、氏名、電話番号（連絡先）、取引目的、職業、勤務先、指定預金口座、メールアドレス等について変更があった場合には、速やかに当社に通知するとともに、所定の届出書、または当社の定める方法により届出るものとし、当社所定の手続きの完了をもって変更したものとします。
2. 会員は、1項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が、延着または不到着となっても、当社が通常到達すべき日に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、1項の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについて会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときは、この限りではないものとします。
3. 当社が会員宛に発送した通知が、会員不在のため郵便局に留置されたときは留置期間満了時に、また受領を拒絶したときは受領拒絶時に、会員に到達したものとみなします。但し、会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときは、この限りではないものとします。
4. 会員と当社との間で本規約以外の契約がある場合において、会員が住所・氏名・勤務先（連絡先）

等の変更を、本規約以外の契約について届出をした場合には、会員と当社との間の全ての契約について、変更の届出をしたものとみなすことがあります。

5. 1項4項の他、当社は、適法且つ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容に係る届出があったものとして取扱うことがあります。なお、会員は、当該取扱いについて異議ないものとします。

第2章 個人情報の取扱い

第11条（個人情報の収集、保有、利用、提供・預託）

1. 会員およびカードの利用を申込まれた方（以下「会員等」といいます。以下同じ。）は、本規約（本申込みを含みます。）に基づくカード取引契約（以下「本契約」といいます。）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意するものとします。
- (1) 本人を特定するための情報（氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、（SMS ショートメールメッセージサービス）の宛先としての番号を含む）メールアドレス、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況、運転免許証等の記号番号等）、取引目的、職業、その他入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または当社に提出した書面等に記載された情報に関する事項（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。）。
 - (2) 入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠等、本契約内容に関する事項。
 - (3) 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報。
 - (4) 本契約に関する会員等の支払能力・返済能力を調査するため、または支払途上における支払能力・返済能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、ならびに本契約以外の当社との契約により取得したカード、ローンまたはショッピングクレジット等の利用・支払履歴。
 - (5) 会員等または公的機関から、適法、且つ適正な方法により収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（写しを取得することを含みます。）。
 - (6) 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類の記載事項（写しを取得することを含みます。）、または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項（写しを取得することを含みます。）。
 - (7) 映像、音声情報（個人の肖像、音声を電磁的、または光学的媒体等に記録した事項）。
 - (8) 官報、電話帳、住宅地図等に掲載された情報等、公開されている情報。
 - (9) 各取引に関する会員等の支払能力を調査するため、会員等の、源泉徴収票、所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に取得した情報。
2. 会員等は、当社が与信後の管理の一部または全部を委託するめに、第1項により収集した個人情報を保護措置を講じたうえで、当該委託先に提供し、当該委託先がこれを利用することに同意するものとします。与信後の管理業務の一部についての委託先は【別表1】のとおりです。なお、委託先の追加、変更があるときは別途ご案内いたします。
3. 会員等は、当社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、提携企業（【別表1】のとおり）に債権回収の委託（債権譲渡を含みます。）をする場合、および提携企業が債権を譲り受けて管理・回収を行うにあたって事前に当該債権の評価・分析を行う場合に、当社が保護措置を講じたうえで1項により取得した個人情報を当該提携企業に提供し、当該提携企業が利用することに同意するものとします。

4. 会員等は、カードショッピングの精算およびカードショッピングに関する紛議の解決のため、当社が1項(1)(2)(当社が必要と判断した場合は1項(3)を含みます。)の個人情報を会員等が利用した販売店に提供することに同意するものとします。
5. 会員等は、当社が次の場合に、保護措置を講じたうえで、1項により取得した個人情報の一部または全部を提供することに同意するものとします。
 - (1) 法令(強制力を伴っている場合に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含みます。)に基づいて、公的機関等に対して1項により取得した個人情報を提供する場合。
 - (2) カード契約に関してカードの有効性を通知するために、カードが利用できる販売店等に1項(1)の会員等の個人情報およびカード番号を提供する場合。
6. 会員等は、カード発行、会員管理およびカード付帯サービス(会員向け各種保障制度、各種ポイントサービス等)を含む全てのカード機能の履行のため、第1項(1)(2)(3)(4)の個人情報を当社が保護措置を講じたうえで取得、保有、利用することに同意するものとします。
7. 会員等は、当社が以下の目的のために、第1項(1)(2)(3)(4)の個人情報を、保護措置を講じたうえで取得、保有、利用することに同意するものとします。但し、会員が次の(1)(2)の各種ご案内について中止を申し出たとき、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします(中止の申出は本規約末尾に記載の相談窓口へご連絡ください)。
 - (1) カードの機能および、付帯サービスに関する情報の案内。
 - (2) 当社の事業における市場調査・商品開発。
 - (3) 当社の事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内。
 - (4) 当社および第13条で定める共同利用会社が提供する商品情報・生活情報・アフターサービス・各種ご優待の案内または、貸付の契約に関する勧誘。
 - (5) 当社が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内。
 - (6) 当社のクレジット事業における取引上の判断。

※当社の事業とは、クレジット事業(クレジットカード事業を含みます。)、融資事業等です。なお、当社の具体的な事業内容は当社ホームページ(<http://www.iyotetsucard.co.jp/>)でお知らせしております。
8. 当社は第30条または第31条により会員資格が喪失した者の個人情報を一定期間保有するものとします。

第12条(個人信用情報機関の利用)

1. 本会員および本会員として申し込まれた方(以下「本会員等」といいます。)は、本会員等の本契約を含む当社との与信取引に係る支払能力・返済能力の調査、契約途上における支払能力・返済能力の調査および与信判断ならびに与信後の管理のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」といいます。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」といいます。)に照会し、本会員等および当該本会員等の配偶者の個人情報(官報等において公開されている情報、登録された情報に関し、本人から苦情を受けて調査中である旨の情報、本人確認書類の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報、電話帳記載の情報等、加盟信用情報機関および提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合には、当社が当該個人情報を利用することに同意します。
2. 本会員等は、本会員等の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下

表に定める期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、本会員等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り利用されることに同意するものとします。

登録情報	登録期間
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後 5年以内
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後 5年間

3. 加盟信用情報機関の名称・所在地・問い合わせ電話番号・ホームページアドレス、加盟企業の概要および登録される情報は【別表2】のとおりです。
4. 提携信用情報機関の名称・所在地・問い合わせ電話番号・ホームページアドレス、加盟企業の概要は【別表3】のとおりです。
5. 本会員等は、加盟信用情報機関および当該機関の加盟会員が、加盟信用情報機関に登録されている個人情報について、正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し、利用することに同意します。
6. 当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知するものとします。
7. 本会員等は、当社の加盟する個人信用情報機関に登録されている本会員の個人情報に係る開示請求または、当該情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立てを同機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。

第13条（個人情報の共同利用および委託）

1. 会員等は、当社が第11条1項（1）の個人情報を保護措置を講じたうえで提携会社（以下「共同利用会社」といいます。）に提供し、共同利用会社が利用することに同意します。本規約に定める共同利用会社は【別表4】のとおりです。
2. 当社は本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に委託するものとします。

第14条（個人情報の開示、訂正、削除、利用中止の申出）

1. 会員等は、当社および第12条の個人信用情報機関、ならびに第13条で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結したグループ会社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
 - （1）当社に開示を求める場合には、本規約末尾記載の窓口に連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページ等で掲示によってもお知らせしております。
 - （2）個人信用情報機関に開示を求める場合には、第12条に記載されている個人信用情報機関に連絡してください。
 - （3）当社のグループ会社に対して開示を求める場合には、第13条記載の当社のグループ会社に連絡してください。
2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社および共同利用会社は速やかに訂正、または削除に応じるものとします。

3. 第12条第2項による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、所定の書面による中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、グループ会社への提供を中止する措置をとります。

第15条（個人情報の取扱いに関する不同意）

当社は、会員等が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合、および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや、会員資格を取消することができるものとします。但し、第11条7項および第13条に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや、会員資格を取消することはありません。なお、第11条6項および第13条に同意しない場合でも、請求書等業務上必要な書類（電磁的記録の送信を含みます。）は、当社から会員等に対して送付されることに同意するものとします。また、当該利用中止の申出により、当社および当社の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられなくなる場合があることを、本会員はあらかじめ承諾するものとします。

第16条（契約不成立時および退会後の個人情報の利用）

1. 本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第11条1項および第13条に基づき、当該契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 第32条に定める退会の申出、または第31条に定める会員資格の喪失後も第11条1項（1）（2）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し利用します。

第3章 カードの利用、その他

第17条（カードの利用枠）

1. ショッピング利用代金（日本国内、国外でのカード利用による商品、権利の購入、役務の受領、通信販売、諸手数料等の利用代金を含みます。）の未決済合計額（提携カードを含みます。）は、本会員、家族会員の利用額を合計して当社が定めた金額以内とし、この金額を「ショッピング利用可能枠」とします。
2. キャッシングサービスの利用可能枠（本会員、家族会員の利用額を合計して当社が認めた金額以内とし、この金額を「キャッシング利用可能枠」といいます。）は、本会員の希望するキャッシング利用可能枠の範囲内で当社が定める金額とします。
3. 当社が必要と認めた場合、会員のショッピング利用可能枠およびキャッシング利用可能枠をそれぞれ増枠または減枠できるものとします。
4. 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。
5. 会員が当社の発行、貸与する複数枚のカード（提携カードを含みます。）を保有する場合には、これらのカードのショッピング未決済残高およびキャッシング利用残高は、当社が別に定める「ショッピング利用可能枠」および「キャッシング利用可能枠」、または当社が各カードごとに定める「ショッピング利用可能枠」および「キャッシング利用可能枠」の最も高い額以内とし、これを超えることはできないものとします。
6. 当社は、割賦販売法に定める「包括支払可能見込額」を超えない範囲で、同法に定める「包括信用購入あっせん」に該当するカード取引（以下「割賦取引」といいます。）の利用可能枠（以下「割賦利用可能枠」といいます。）を定める場合があります。割賦利用可能枠は、当社が発行する全て

のクレジットカードに共通で適用されるものとし、会員は、2回払い、ボーナス払い、分割払い（ボーナス併用分割払い含みます。）、リボルビング払い（ぜんぶリボを含みます。）、およびその他の割賦取引において、本会員および家族会員によるショッピング利用代金の未払債務の合計金額が、割賦利用可能枠を超えてはならないものとし、また当社の承認を得ずに割賦利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、割賦利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。なお、当社は、会員のカード利用状況および信用状態等により必要と認めた場合は、いつでも割賦利用可能枠を増枠または減枠することができるものとし、

第18条（カードの機能）

1. 会員は、カードを利用して、当社と契約している加盟店、当社が提携したクレジットカード会社等第1条5項に定める加盟店で商品・権利の購入とサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができます。また会員は、カードを利用して当社から金銭の借入れ（以下「キャッシングサービス」といいます。）を受けることができます。
2. 会員は、ETCカード（別途申込みが必要）の貸与を受け利用することができます。この他、会員は第19条に定める付帯サービスを利用することができます。

第19条（付帯サービス）

1. 会員は、カードに付帯したサービス・特典（以下「付帯サービス」といいます。）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービス、およびその内容については、当社から会員に対し別途通知するものとし、なお、会員は付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合は、それに従うものとし、
2. 会員は、付帯サービスについて次のことをあらかじめ承知するものとし、
 - (1) 付帯サービスについて、会員への予告、または通知なしに変更もしくは中止される場合があること。
 - (2) 会員が第30条1項各号のいずれかに該当した場合、付帯サービスの利用が制限されること。

第20条（ご利用代金明細書（請求書）、残高承認）

1. 当社は、本会員に対しカード利用によるカードショッピングの利用代金および手数料（支払総額）（以下「カードショッピングの分割支払金」といいます。）、またはキャッシングサービスの融資金および利息（以下「キャッシングサービスの分割支払金」といいます。）を請求するときは、あらかじめカードご利用代金明細書（請求書）を本会員の届出住所宛に送付します。なお、当社所定の手続きがとられた場合には、当社は、当該カードご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該カードご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとし、但し、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。また年会費のみの請求の場合はカードご利用代金明細書を発行しないことがあります。
2. 本会員が1項のカードご利用代金明細書（電子メールの送信その他の電磁的な方法により1項のカードご利用代金明細書の記載事項を当社が提供した場合には本会員がこれを受信したときとします。）を受け取った後、1週間以内に異議の申立をしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとみなされても異議がないものとし、

第21条（請求書等記載の同意）

1. 当社は、会員が本規約に基づきキャッシングサービスを利用した場合は、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面（以下「ご融資明細書（貸金業法第17条1項書面）」）を第2

0条のカードご利用代金明細書とは別に本会員に交付します。

2. 会員は、「ご融資明細書（貸金業法第17条1項書面）」および「受取書面（貸金業法第18条書面）」を貸金業法第17条6項、同法第18条3項に基づき、「マンスリーステートメント」（前月16日から当月15日における貸付・返済その他の取引状況を記載した書面）に代えることができることを承諾します。

会員は、前各項について「貸金業法第17条1項書面」および「受取書面（貸金業法第18条書面）」を貸金業法第17条7項、同法第18条4項に基づき、電磁的方法により提供することを承諾します。但し、電磁的方法による通知については、会員の申出により当社との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施されるものとします。

第22条（お支払い）

1. カードショッピングの分割支払金ならびにキャッシングサービスの分割支払金、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下これらを総称して「カード利用による分割支払金等」といいます。）は、会員があらかじめ約定した当社の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法により毎月10日（金融機関休業日の場合は翌営業日。以下「支払期日」といいます。）にお支払いいただきます。但し、支払期日に万一口座振替できない場合、または事務上の都合により別途当社の定める方法にてお支払いいただく場合は、当社の支払期日以外の日にお支払いいただく場合があります。また金融機関の口座から口座振替の方法によりお支払いいただく場合において、本規約に基づく債務の支払いに係る口座と当社に対する他の債務の支払いに係る口座とが同一のときは、当社は、これらの債務を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をすることがあります。
2. 本会員がキャッシングサービスの分割支払金を支払い、その支払いについて本会員から領収書発行の請求があった場合、その他当社が指定する場合を除き、当社は領収書の発行はいたしません。
3. 会員は、JCB加盟店で商品・権利を購入しまたはサービスの提供を受けたことにより会員が負担するショッピング利用代金の債権について、当社がJCBに対して第57条に基づく立替払いをすることができない場合は、JCBより直接会員へ当該ショッピング利用代金の債権の請求が行われること、および当該請求に従い支払いを行うことをあらかじめ承諾するものとします。
4. 会員は、前項に基づきJCBより直接会員へ請求を行う場合、当社よりJCBへ会員の請求に必要な情報を提供することあらかじめ承諾するものとします。
5. 会員は、会員が指定した金融機関の預貯金口座からの口座振替もしくは自動払込、当社の指定する金融機関口座への振込でのお支払いその他当社の認める方法により、本契約に基づく債務を支払うものとします。

第23条（日割計算の場合の方法）

カードショッピング条項第45条、第46条および第47条、キャッシングサービス条項第54条、第55条および第56条において日割による計算をするときは、当該年率を基礎として、1年を365日（閏年は366日）とする日割計算を行います。

第24条（利息制限法との関係）

キャッシングサービスの利率が利息制限法第1条に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払い義務はありません。

第25条（分割支払金等の充当順序）

1. 会員は、お支払いいただいた金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一

切の債務を完済させるに足りないときは、通知なくして、当社が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務に充当しても異議ないものとします。但し、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る充当順序については、この限りではないものとします。

2. 当社は、会員が既に支払った支払金を会員へ返金する必要が生じ、且つ当社が適当と認めた場合において、当該返金すべき金額を本規約に基づく会員の債務に、その債務の期限前であっても充当することができるものとします。ただし、会員が振込による返金を選択する旨を申し出た場合は、当社は会員の支払預金口座（または会員がお支払預金口座とは別に指定した会員名義の金融機関の預金口座・貯金口座等）へ振込むことにより返金するものとします。

第26条（費用の負担）

1. 印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要する費用ならびに支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要する費用は、退会後といえども全て会員の負担とします。但し、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。
2. 会員は、当社および当社の提携する金融機関等の現金自動貸出機等（CD・ATM）でキャッシングサービスを利用した場合、およびキャッシングサービスまたはカードショッピングの分割支払金の返済をした場合、当社所定のATM手数料を負担するものとします（ATM手数料は、ご利用1回あたりの利用金額・返済金額が1万円以下の場合は100円（消費税別）、利用金額・返済金額が1万円を超える場合は200円（消費税別）とします。）。
3. 会員の希望により、口座振替以外の方法でカード利用による分割支払金等を支払うときは、会員は送金手数料を負担するものとします。
4. 会員は、第22条1項に定める金融機関の預金口座から支払期日に万一口座振替ができない場合において、振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として送付回数1回につき200円（消費税別）を負担するものとします。
5. 会員は、カード利用による分割支払金等の支払遅延等により、会員の希望により当社が訪問したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円（消費税別）を負担するものとします。
6. 当社が会員に発行する書面の再発行の際、当社所定の再発行手数料は会員の負担とします。
7. 年会費、カード再発行手数料等、会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、または公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額、または当該増加額を負担するものとします。

第27条（カードの紛失、盗難、偽造等）

1. 会員が、カードを紛失し、または盗難にあったときは、速やかに当社指定の窓口で連絡のうえ、最寄りの警察署または交番にその旨を届けるとともに、当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。
2. カードの紛失、盗難や第5条に違反して、他人にカードを使用させまた使用された場合には、その使用代金は、署名の有無に係らず会員の負担とします。
3. 1項の紛失、盗難届が出された場合には、会員は2項に係らず、会員は他人によるカードの使用により発生した損害について、次の各号のいずれかに該当しない限り免責されるものとします。
 - (1) 会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
 - (2) 会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合。
 - (3) 第5条3項のカード署名欄に自署がない場合等、本規約に違反している状況において、紛失や

盗難が生じた場合。

- (4) 戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。
- (5) 1項の通知を当社が受理した日の前後 60 日間、合計 121 日間に生じた損害の場合。
- (6) カード利用の際、登録された暗証番号が使用された場合。
- (7) 会員が当社の請求する書類を提出しなかった場合、または提出した書類に不正の表示をした場合。
- (8) 会員がカードの紛失、盗難に関する事実、被害状況の調査の協力、または損害防止軽減のための努力をしなかった場合。
- (9) その他、会員が当社の指示に従わなかった場合。

4. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、本会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況の調査等に協力するものとします。但し、偽造カードの作出または使用について、会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金について本会員が支払いの責を負うものとします。

第 28 条 (カードの再発行)

1. カードは紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員は、当社所定の再発行手数料 (法令で定められる範囲内の実費相当額) を負担するものとします。また家族会員の登録がある場合は、家族会員のカード再発行手数料についても負担するものとします。
2. 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号を変更のうえ、カードを再発行することができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾します。

第 29 条 (期限の利益の喪失)

1. 本会員は、次のいずれかに該当したときは、キャッシングサービスおよびカードショッピングの未払債務全額について、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
 - (1) 本会員がカードショッピングの 2 回払い、ボーナス一括払い、分割払いまたはボーナス併用分割払いの分割支払金およびリボルビング払いの弁済金の支払いを延滞し、当社から 20 日以上の相当な期間を定めて書面で催告を受けたにも係らずその期限までに支払いがなかったとき。
 - (2) キャッシングサービスの分割支払金の支払いを 1 回でも延滞したとき (但し、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします)。
 - (3) 1 回払いのカードショッピングの分割支払金の支払いを 1 回でも延滞したとき。
 - (4) 2 回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払いまたはボーナス併用分割払いであっても、割賦販売法に定める指定権利以外の権利のカードショッピングの分割支払金の支払いを 1 回でも延滞したとき。
 - (5) 会員が営業のためにもしくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約 (但し、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約 (以下これらの契約を総称して「業務提供誘引販売個人契約等」といいます。)) に該当する場合を除きます。) となるカードショッピングの分割支払金の支払いを 1 回でも延滞したとき。
 - (6) (5) のほか割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項各号に定める場合に該当するカードショッピングの分割支払金の支払いを 1 回でも延滞したとき。
2. 次のいずれかに該当したときは、本会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

- (1) 本会員が自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
 - (2) 本会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分（但し、信用に関しないものを除く。）の申立、または滞納処分を受けたとき。
 - (3) 本会員の破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (4) 会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、または商品を質入れ、譲渡、賃貸し、当社のカードの所有権または商品の所有権を侵害する行為をしたとき。
 - (5) 本会員について債務整理のための和解、調停等の申立があったとき、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。
 - (6) 本会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。
 - (7) 当社からの書面による通知が申込書上の住所（住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所）宛に発送されたにも係らず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より 25 日間経過したとき（但し、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、本会員がこれを証明したときを除きます。）。
3. 次のいずれかに該当したときは、本会員は、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
- (1) 会員の入会申込みに際して、虚偽の申告があったとき。
 - (2) 本会員の経営する法人につき、破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立または解散その他営業の廃止があったとき。
 - (3) 本規約以外の当社に対する金銭の支払債務を怠る等、本会員の信用状態が著しく悪化したとき。
 - (4) その他、会員が本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

第30条（カードの使用停止と返却）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は会員に対して何ら通知、催告することなくカード利用停止、利用可能枠の変更等の処置をとることがあります。これらの処置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。
 - (1) 会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - (2) 本会員がカード利用による分割支払金等（第7条に定める年会費を含みます。）当社に対する一切の債務のいずれかの履行を怠った場合。
 - (3) 会員の信用状態に重大な変化が生じた当社が判断した場合。
 - (4) 会員が本規約のいずれかに違反した場合。
 - (5) その他当社が会員として不適格と判断した場合。
 - (6) 換金目的による商品購入等カード利用状況が適当でないまたは不審であると当社が判断した場合。
 - (7) 会員が現金化を目的として商品・サービスの購入にショッピング利用可能枠を利用した場合。
 - (8) 会員が当社の業務を妨害した場合。
2. 会員は、1項各号のいずれかに該当した場合で、当社または加盟店からカードの返却を求められたときは、直ちに応じるものとします。
3. 当社は、1項各号のいずれかに該当しない場合でも、会員のカード利用が本規約に違反する場合、違反する恐れがある場合、その他不審な場合等にはカードの利用を断ることができるものとします。
4. 悪用被害を回避するために、当社が必要と認めた場合、会員はカードの差し替えに協力するもの

とします。

第31条（会員資格の喪失）

1. 当社は、会員が第29条および第30条1項のいずれかに該当したときは、会員資格を喪失させることができるものとします。この場合、会員は当社に対して直ちにカードの返却を行うものとします。
2. 当社が会員に有効期限を更新した新しいカードを発行しないでカードの有効期限が経過したときは、会員資格を喪失したものとします。

第32条（退会）

1. 会員は、自己の都合により退会するときは、当社宛所定の退会届を提出する等の方法により退会することができます。この場合、当社の退会手続きの完了をもって退会したものとします。
2. 本会員が退会した場合、家族会員も当然に退会になるものとします。
3. 会員は、当社または提携先が提供する付帯サービスについて、退会した時点で利用できなくなることをあらかじめ承諾するものとします。
4. 1項2項の場合、直ちに当該カードおよび当該カードに付帯するカード(ETCカード等)を当社へ返却していただくか、カードの磁気ストライプ部分(ICカードの場合はICチップ部分も同様に)を切断のうえ破棄していただきます。
5. 会員は、退会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責めを負うものとします。

第33条（住民票等の取得の承諾）

会員は、本申込みに係る審査のため、もしくは途上与信管理に係る審査のため、もしくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、会員の住民票・源泉徴収票・所得証明等を当社が取得し利用することをあらかじめ承諾するものとします。

第34条（収入証明書の提出）

会員は、当社から源泉徴収票等の収入、または収益その他資力を明らかにする書面(以下「収入証明書」といいます。)の提供を求められることに関して、あらかじめ以下の内容について承諾するものとします。

- (1) 会員は、収入証明書の提出を求められたときは、これに協力すること。
- (2) 提出された収入証明書の内容を当社が確認することおよび返済能力の調査に使用すること。
- (3) 提出された収入証明書は会員に返却できないこと。
- (4) 収入証明書の提出にご協力いただけないとき、あるいは収入証明書の提出にご協力いただけても当該書面の内容および返済能力の調査結果によっては、カード利用停止または利用可能枠の変更を行う場合があること。

第35条（貸付の契約に係る勧誘）

会員は、当社が電話、郵便、電子メール等を用いて、貸付の契約に係る勧誘を行うことにあらかじめ承諾するものとします。但し、会員は、当社に申し出ることにより貸付の契約に係る勧誘を拒否できるものとします。

第36条（宣伝物等のご案内停止の申出）

会員は、当社から案内するキャッシングサービスの宣伝物、印刷物等について当社に申し出ることによって、会員の希望する期間、宣伝物、印刷物等の案内を停止することができます。

第37条（帳簿の閲覧、謄写）

会員は、会員自身のカード利用の履歴等について、キャッシングサービスに係る帳簿につき、当社所

定の手続きに基づき閲覧・謄写ができるものとします。閲覧・謄写場所は、会員が入会申込みを行った当社の営業店の窓口とします。なお、当社は、本会員もしくは本会員の代理人を確認するため、運転免許証等の身分証明書、また本会員の代理人の場合は、委任状等の必要書類の提出を求めるものとします。

第38条（カード利用代金債権の譲渡等の承諾）

本会員は、当社が必要と認めた場合、当社が本会員に対して有する債権を、取引金融機関（その関連会社を含みます。）・特定目的会社・債権管理会社等に譲渡すること、ならびに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、およびこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、あらかじめ承諾するものとします。

第39条（合意管轄裁判所）

本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何に係らず、第一審の専属的合意管轄裁判所は松山地方裁判所とします。

第40条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

会員は、外国為替および外国貿易管理に関する法令等により一定の手続きが必要な場合、当社の要求に応じこの手続きを行うものとし、また日本国外でのカード利用の制限または停止に応じるものとします。

第41条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

第42条（日本国外の利用代金の円への換算）

会員の日本国外におけるカードの利用は、所定の売上票または伝票記載の外貨額を、JCBの決済センターで当社と提携するクレジットカード会社が立替した時点のJCBの指定する決済レートに日本国外の利用に伴う事務処理手数料を加算した換算レートにより円貨に換算のうえ、日本国内における支払い金と同様の方法でお支払いいただきます。

第4章 カードショッピング条項

第43条（カードショッピングの利用方法）

1. 会員は、カードを呈示し、所定の売上票等にカードと同一のご自身の署名を行うことによって、物品等の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。なお、売上票等への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機でカードおよび登録されている暗証番号を操作することにより同様のことができます。
2. 会員は、加盟店で商品を購入することおよびサービスの提供を受けることができます。
3. 通信販売等当社がカードの利用方法を別に定めた場合には、その方法によるものとします。この場合には必ずしもカードの呈示、署名等を要しません。
4. 当社または提携カード会社・加盟店が特に定める利用金額、金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピングの利用が制限され、または利用ができない場合があります。また当社は、インターネット等による海外ギャンブル取引におけるカード利用や換金を目的としたショッピング取引におけるカード利用等、会員のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用をお断りすることがあります。またカードの利用に際して、利用金額、商品・権利・サービスの種類によっては、当社の承認が必要となることがあります。この場合、加盟店が当社に対して照会するものとし、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。なお、カードショッピング除外品目は、金券類、商品券類、切手、印紙、ハガキ、金、銀、白金等の地金、メーカー発行のギフト券（ビール券、図書カード、旅行券等）、テレホンカード、前売券、遊具施設等です。

また、会員が現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を利用することはできません。

5. 当社、提携カード会社、JCBの加盟カード会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約の場合、会員は、カードショッピング利用の結果生じた加盟店の会員に対する債権を、当該加盟店が直接、あるいは提携クレジットカード会社、JCBの加盟カード会社を経由して、当社に譲渡することにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
6. 当社、提携カード会社、JCBの加盟カード会社と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、会員は、カードショッピング利用の結果生じた加盟店の会員に対する債権について、当該加盟店に対し直接立替払いをすること、あるいは立替払いをした結果発生した債権を、提携カード会社、JCBの加盟カード会社を経由して当社に譲渡することにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
7. 会員は、当社が適当と認める場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として、会員が会員番号等の所定事項を事前に加盟店に登録する方法によりカードショッピングを利用することができます。この場合において、退会その他の事由による会員資格の喪失、会員番号の変更、その他当該登録内容に変更があったときは、会員は、加盟店に通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。また、当該加盟店の要請があったとき、その他継続利用代金に係るショッピング利用を継続する為に必要があると当社が判断したときは、カード情報の変更情報等を当社が会員に代わって加盟店に通知することを、会員はあらかじめ承認するものとします。
8. カードショッピングの利用のためにカードが加盟店に呈示され、またはカード情報が通知された際、カードの第三者による不正使用を防止する目的のために、当該加盟店より確認の依頼を当社が受けた場合、当社において会員の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該カードショッピングの利用者が加盟店に届出した情報と会員が当社に届出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する必要があることを、会員はあらかじめ承諾するものとします。
9. 当社は、第三者によるカードの不正使用を回避するため、当社が必要と認めた場合、加盟店に対し会員のショッピング利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、会員は調査に協力することをあらかじめ承諾するものとします。

第44条（所有権留保に伴う特約）

会員は、カード利用により購入した商品の所有権は当社が第43条5項6項に定める債権譲渡、または立替払いしたことにより加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債務の完済まで当社に留保されることをあらかじめ承諾するとともに次の事項を遵守するものとします。

1. 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。
2. 商品の所有権が第三者から侵害される恐れがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに、当社が商品を所有していることを主張、証明してその排除に努めること。
3. 会員は、第29条により期限の利益を喪失した場合、当社は留保した所有権に基づき商品等を引き取ることができ、その商品等については、当社が決定した相当な価格で本規約に基づく未払債務の支払いに充当することをあらかじめ承諾するものとします。なお、不足が生じたときは、会員と当社の間で直ちに清算するものとします。

第45条（カードショッピングの分割支払金の支払い方法）

1. 加盟店でのカードショッピングの分割支払金の支払方法は次の方法によるものとします。

（1）カードショッピングの分割支払金は、毎月15日に締切り、翌月から支払期日にお支払いいただきます。また、ボーナス一括払いの場合はその支払月の支払期日とします。なお、事務上の都合により翌々月以降の支払期日にお支払いいただくことがあります。

（2）日本国内におけるカードショッピングの分割支払金の支払方法は、1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いとし、カードショッピング利用の際に会員が指定するものとします。また、加盟店および商品またはサービスにより利用できない支払方法があります。

①1回払いの場合、ご利用代金を翌月に一括して支払うものとします。

②2回払いの場合、ご利用代金を翌月と翌々月に2分の1ずつ支払うものとします。但し、分割支払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。

③分割払いの場合、支払総額は、利用代金に【別表5】に記載する分割払手数料を加算した金額となります。また分割支払金は支払総額を支払回数で除した金額となります。但し、分割支払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします（但し、加盟店により分割払手数料が異なる場合があります。）。

④ボーナス併用分割払いの場合、ボーナス支払月は、夏は8月、冬は1月とし最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。ボーナス併用回数は、支払回数5、6、10、12回払いのときは2回以内、15、18回払いのときは3回以内、20、24回払いのときは4回以内、30、36回払いのときは6回以内とします。またボーナス支払月の加算総額は1回当たりのカード利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分（但し、ボーナス支払月の加算額は、1,000円単位で均等分割できる金額とします。）し、その金額を均等分割支払金に加算してお支払いいただきます（但し、加盟店により分割払手数料が異なる場合があります、利用できる期間、金額、選択できるボーナス支払月については、加盟店により制限があります。）。

⑤ボーナス一括払いの場合、ボーナス支払月は、夏は8月、冬は1月とし、お取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、ボーナス払い支払月に一括してお支払いいただきます（但し、加盟店によっては、利用できる期間、金額に制限があります。）。

⑥リボルビング払いの場合、会員が当社所定の方式(A)元利定額支払方式 (B)利用時残高スライド元利定額支払方式のうちから選択した支払方式とします。なお、リボルビング払いの包括信用購入あっせんの手数料（以下「リボルビング払い手数料」といいます。）は、毎月支払期日の翌日から翌月支払期日までのリボルビング利用残高に対して年12.00%の割合の金額とします。但し、利用日から最初に到来する支払期日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。

(A) 元利定額支払方式の弁済金（毎月の分割支払金でリボルビング払い手数料を含みます。）は、あらかじめ会員が指定し、当社が認めた支払コース（1万円から10万円まで1万円単位）の金額とします。またリボルビング払いのご利用残高とリボルビング払い手数料の合計額が支払コースの金額未満の場合はその合計が弁済金となります。なお、リボルビング払い手数料が支払コースの金額を超える場合は、リボルビング払い手数料の全額をお支払いいただきます。

(B) 利用時残高スライド元利定額支払方式の弁済金（毎月の分割支払金でリボルビング払い手数料を含みます。）は【別表5】に記載のとおり、リボルビング払いの最終利用時の月末のリボルビング利用残高により算定されます。但し、弁済金確定後の利用分に関しては翌月以降の弁済金算定に反映されます。なお、リボルビング払いのご利用残高とリボルビング払い手数料の合計額が弁済金未満の場

合はその合計が弁済金になります。

2. 日本国外でカードショッピングを利用した場合は、原則として1回払いとなります。

3. 分割払手数料およびリボルビング払い手数料は金融情勢等の変動により改定させていただくことがあります。なお、第3条の規定に係らず、当社から利率変更の通知をしたときは、通知したときにおけるリボルビング利用残高の全額に対しても改定後の利率が適用されることを会員はあらかじめ承諾するものとします。

第46条（遅延損害金）

1. 本会員が、カードショッピングの分割支払金を遅滞したとき（2項の場合を除きます。）は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1) 2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払いおよびボーナス一括払いでの商品、役務または割賦販売法に定める指定権利に関する取引について、当該分割支払金に対し年14.60%を乗じた額と、分割支払金の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額。

(2) 1回払いもしくはリボルビング払いの取引、または2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払いおよびボーナス一括払いであっても割賦販売法の適用のない取引については、当該分割支払金に対し年14.60%を乗じた額。

2. 本会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1) 1項(1)の取引については、分割支払金の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額。

(2) 1項(2)の取引については、カードショッピングの分割支払金の残金全額に対し年14.60%を乗じた額。

第47条（カードショッピング分割支払金の繰上返済等）

1. カードショッピングの分割支払金の繰上返済（本規約に基づく債務の全部または一部の返済を本規約に定める支払期日の前に繰上げて行うことをいいます。）について、本会員は当社に対して事前に連絡のうえ、当社の承認を得て行うものとします。なお、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、本会員は、書面の提出等当社所定の手続きをとるものとします。

2. 本会員は、1項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済の方法、および支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。本会員が指定することができる繰上返済の範囲および返済の方法は下表のとおりです。

支払方法	返済範囲	繰上返済の方法
分割払い	全額のみ	口座振込み、当社指定の窓口への持参
リボルビング 払い	全額	口座振込み、当社指定の窓口への持参
	一部	口座振込み、当社指定の窓口への持参

3. 当社に対する支払いが次の各号のいずれかに該当する場合には、本会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれかの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、また余剰金がある場合は口座振込み、郵便為替による返金等を行うことができるものとします。この場合の手料は会員負担とします。

(1) 当社に対する事前の連絡、または当社の承認なくして行われたとき。

(2) 当社に対する事前の連絡、および当社の承認があった場合であっても次に該当するとき。

①事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。

②事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。

③事前の連絡の際に本会員の指定に従い当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき。

4. 前各項までの規定に係らず、本会員は、当社および当社が提携する金融機関の現金自動預払機(ATM)を利用して、カードショッピングの分割支払金の全部または一部を繰上返済することができるものとします。但し、キャッシングサービスの分割支払金がある場合は、キャッシングサービスの分割支払金を含む全部、または一部を繰上返済するものとします。なお、当社が提携する金融機関での返済については、当該金融機関の定める単位金額の返済に限定されます。

5. 会員が、カードショッピング約定支払額の支払いを履行し、且つ約定支払期間の途中で残高を一括してお支払いいただいたとき、会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料の内、当社所定の割合による金額の払い戻しを当社に請求できるものとします。

第48条(見本、カタログ等と提供内容の相違による売買契約の解除等)

会員が加盟店に対して見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品または提供された役務(サービスを含みます。以下同じ。)が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は加盟店に商品の交換もしくは役務の再提供を申し出るか、または当該売買契約もしくは役務提供契約の解除をすることができます。なお、売買契約・サービス提供契約を解除した場合は、会員は速やかに当社に対し、その旨を通知するものとします。

第49条(支払い停止の抗弁)

1. 本会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスについて、カードショッピングの分割支払金の支払いを停止することができます。

但し、割賦販売法に定める指定権利以外の権利については、支払いを停止することはできません。

(1) 商品の引き渡し、権利の移転、またはサービスの提供がなされないこと。

(2) 商品・権利・サービスに瑕疵(欠陥)があること。

(3) その他商品・権利の販売またはサービスの提供について、加盟店に対して生じている事由があること。

2. 当社は、本会員が1項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。

3. 会員は、2項の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

4. 本会員は、2項の申出をしたときは、速やかに1項の事由を記載した書面(資料がある場合には添付していただきます。)を当社に提出するよう努めるものとします。また当社が1項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。

5. 1項の規定に係らず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。この場合、会員と加盟店との間の紛議は両者において解決するものとします。

(1) カードの利用が割賦販売法の適用を受けないとき。

(2) カードの利用が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。

(3) 2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払いの場合で1回のカード利用にかかわる支払総額が4万円に満たないとき。

(4) リボルビング払いの場合で1回のカード利用にかかわる現金価格が3万8千円に満たないとき。

(5) 会員の支払いの停止が信義に反すると認められるとき。

(6) 1項(1)～(3)の事由が会員の責に帰すべきとき。

6. 本会員は、当社がカードショッピングの利用代金の残額から1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払いを継続していただきます。

7. 本条に定める支払停止の抗弁は、支払済の分割支払金の返還請求を認めるものではありません。

第5章 ショッピング利用方法変更サービス、ショッピングリボルビング払い事前登録(ぜんぶりボ)サービス特約

第50条 (サービス内容)

1. あとりボ・あと分割は、会員がカード利用時に支払方法を1回払い、2回払い、ボーナス一括払いと指定したカードショッピング利用代金について、カード利用後に、当該カードショッピング利用代金の支払方法を、リボルビング払い、または3回払い以上の分割払いに変更したい旨を別途当社が定める日までに当社に申出をし、初回支払日(ボーナス一括払いを除き当初の初回支払日)を変更することなく、リボルビング払い、または分割払いに支払方法が変更可能なサービスをいいます。

2. ぜんぶりボは、会員がカード利用前にあらかじめ申し出ることにより、申出以降に翌月1回払いと指定したカードショッピングの支払方法が以後の利用からリボルビング払いとして、お支払いいただくサービスです。

第51条 (手数料の支払い、支払い方法の変更等)

1. 本サービスは当社が適当と認めた会員および家族会員に限り利用できるものとし、第50条第1項の申出を受けた1回払い、2回払い、ボーナス一括払いのカードショッピング利用代金、および第50条第2項の申出以降のカードショッピング1回払いについて支払方法変更の登録をします。

2. 1項の登録がされた場合、会員は、カード会員規約のカードショッピング条項に定めるリボルビング払い、または分割払いの手数料の規定に従い、当該カードショッピング利用代金に加えて、リボルビング払い手数料、または分割払手数料を当社にお支払いいただきます。

3. 1項の登録がされた場合、以降の登録の取消・変更はできません。

4. 本サービスは、家族会員のカードショッピング利用分についても1項～3項に従い利用することができます。

5. 1項により支払方法を変更した場合は、割賦利用可能枠を超えてはならないものとします。

第52条 (その他)

第51条1項の支払方法変更の登録がされた場合は、登録書面の交付に代えて、会員へのカードご利用代金明細の交付をもって同変更の書面交付とする場合があります。

第6章 キャッシングサービス条項

第53条 (キャッシングサービスの利用方法)

1. 会員は、当社の定めるキャッシングサービスのキャッシング利用可能枠の範囲内で、次の各号に定める所定の方法をとることにより、1万円単位で繰り返して当社からキャッシングサービスを受けることができます。

(1) 会員が、日本国内では、当社または当社が提携している金融機関およびクレジットカード会社

が運営している現金自動貸出機等（CD・ATM）に、カードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をする方法。但し現金自動貸出機等（CD・ATM）によっては翌月1回払い、またはリボルビング払いのいずれかに限定されることがあります。

（2）会員が、当社指定の音声自動応答装置（IVR）により所定の申込みをする方法。但し、この場合の融資金は第22条により、会員が指定した預金口座に振込むものとし、その振込みをもって会員は融資金を受領したものとします。

（3）その他当社が指定する方法によるもの。

2. キャッシングサービスは、当社が認めた会員のみがそのサービスを受けることができます。但し、会員のお支払実績等を勘案し、当社は会員に通知することなく融資をお断りする場合があります。

第54条（キャッシングサービスの分割支払金の支払い方法）

1. キャッシングサービスの融資金は、毎月15日に締切り、翌月から支払期日にキャッシングサービスの分割支払金を当社にお支払いいただきます。なお、日本国外での利用分については、事務の都合により翌々月以降の支払期日にお支払いいただくことがあります。

2. 返済方法は、翌月1回払いとリボルビング払いとします。

（1）翌月1回払いの場合、利息は融資金に対し、実質年率18.0%とし、ご利用日の翌日から返済日までの期間の利息を融資金に加算してお支払いいただきます。

（2）リボルビング払いの返済方式は、借入時残高スライド元利定額返済方式、元利定額残高スライド返済方式、または元利定額返済方式とします。但し、新規入会時は借入時残高スライド元利定額返済方式とし、元利定額残高スライド返済方式、元利定額返済方式は当社が認めた場合に限りま

す。（3）リボルビング払いの毎月のご返済額は以下のとおりとします。なお、毎月のご返済額には利息を含みます。

①借入時残高スライド元利定額返済方式については、リボルビング払いによるキャッシングサービスのご利用があった月のリボルビング払いの締切日残高により【別表6】の①に定めた金額とします。新たにリボルビング払いによるキャッシングサービスのご利用がなかった場合、毎月のご返済額は、前月のご返済額と同額となります。

②元利定額残高スライド返済方式については、前月のリボルビング払いの締切日残高を基準とし、ご返済額が自動的に設定され、【別表6】の②のうちあらかじめ会員が指定し、当社が認めた返済コースの金額となります。

③元利定額返済方式については、【別表6】の③のうちあらかじめ会員が指定し、当社が認めた返済コースの金額となります。

④ ①②③のいずれの返済方式においても、残高に利息を加算した金額が毎月のご返済額に満たない場合は、残高および利息をお支払いいただきます（②③の返済方式については、借入時期により第1回目の返済で利息がご返済額を超える場合は、利息の全額をお支払いいただきます。）。

（4）リボルビング払いの利息は、利用残高に対して実質年率18.0%の割合で、第1回目の返済は、ご利用日の翌日から第1回返済日までの期間で計算した金額を、また第2回以降の返済は、前回返済日の翌日から今回返済日までの期間で計算した金額をお支払いいただきます。

3. キャッシングサービスの利率は、金融情勢等の変動により改定させていただくことがあります。また第3条の規定に係らず当社から利率変更の通知をした後は、変更後の利率が適用されるものとし、当社が指定したときは、通知をしたときにおけるキャッシングサービスの利用残高の全額に対しても変更後の利率が適用されることに会員はあらかじめ承諾するものとします。

第55条（キャッシングサービスの分割支払金の繰上返済等）

1. キャッシングサービスの分割支払金の繰上返済（本規約に基づく債務の全部または一部の返済を本規約に定める支払期日の前に繰上げて行うことをいいます。）について、本会員は当社に対して事前に連絡のうえ、当社の承認を得て行うものとします。なお、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、本会員は、書面の提出等当社所定の手続きをとるものとします。

2. 本会員は、1項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済の方法および支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。本会員が指定することができる繰上返済の範囲および返済の方法は下表のとおりです。

返済方法	返済範囲	繰上返済の方法
1回払い	全額のみ	口座振込み、当社指定の窓口への持参
リボルビング払い	全額、一部	

3. 当社に対する支払いが次の各号のいずれかに該当する場合には、本会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれかの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、また余剰金がある場合は口座振込み、郵便為替による返金等を行うことができるものとします。この場合の手数料は会員負担とします。

(1) 当社に対する事前の連絡、または当社の承認なくして行われたとき。

(2) 当社に対する事前の連絡、および当社の承認があった場合であっても次に該当するとき。

①事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。

②事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。

③事前の連絡の際に本会員の指定に従い当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき。

4. 前各項までの規定に係らず、本会員は、当社および当社が提携する金融機関の現金自動預払機（ATM）を利用して、キャッシングサービスのリボルビング払いの分割支払金の全部または一部を繰上返済することができるものとします。但し、当社が提携する金融機関の現金自動預払機（ATM）での返済についてカードショッピングの分割支払金がある場合は、カードショッピングの分割支払金を含むものとします。なお、当社が提携する金融機関での返済については、当該金融機関の定める単位金額の返済に限定されます。

第56条（遅延損害金）

会員がキャッシングサービスの分割支払金の支払いを遅滞したときは支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、また期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済に至るまでキャッシングサービスの未払債務（元本分）に対し、年20.0%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第7章 JCB カード機能特約

第57条（JCB カード機能特約）

1. 第43条5項、6項の定めにかかわらず、JCB、またはJCBの提携会社もしくはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約の場合、会員は、ショッピング利用代金の債権について以下のことをあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCB、またはJCBの提携会社もしくは、JCBの関係会社が認めた第三者を経由する場合があります。

- (1) JCB 加盟店から JCB に対して債権譲渡したうえで、当社が JCB に対して立替払いすること。
 - (2) JCB 加盟店から JCB の提携会社に対して債権譲渡したうえで、JCB が当該 JCB の提携会社に対して立替払いし、さらに当社が JCB に対して立替払いすること。
 - (3) JCB 加盟店から JCB の関係会社に対して債権譲渡したうえで、JCB が当該 JCB の関係会社に対して立替払いし、さらに当社が JCB に対して立替払いすること。
2. 第43条5項、6項の定めにかかわらず、JCB、または JCB の提携会社もしくは JCB の関係会社と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、会員は、ショッピング利用代金の債権について以下のことをあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、立替払いに際しては、JCB、または JCB の提携会社もしくは、JCB の関係会社が認めた第三者を経由する場合があります。
- (1) JCB が JCB 加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が JCB に対して立替払いすること。
 - (2) JCB の加盟店から JCB の提携会社に対して立替払いしたうえで、JCB が当該 JCB の提携会社に対して立替払いし、さらに当社が JCB に対して立替払いすること。
 - (3) JCB の関係会社が JCB 加盟店に対して立替払いしたうえで、JCB が当該 JCB の関係会社に対して立替払いし、さらに当社が JCB に対して立替払いすること。
3. 第43条5項、6項に定める JCB から当社への債権の再譲渡は行われぬものとし、会員は JCB が当該債権の債権者であることをあらかじめ承諾するものとします。またこの場合、第44条にかかわらず、同項に定める JCB 加盟店より会員の購入した商品の所有権が JCB に留保されることを承諾するものとします。

第58条 (JCBによる個人情報の利用)

当社が JCB に対して第57条に基づく立替払いをすることができないことにより、JCB が第22条3項に基づき会員に対する直接請求を行おうとする場合、同条4項に基づき、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第11条1項の個人情報、その他会員に対する直接請求に必要な情報を、JCB に提供し、JCB が会員に対するショッピング利用代金の債権につき、会員へ直接請求を行い、当該債権を回収する目的に限って利用することに同意します。

第8章 伊予鉄グループでのご利用に関する事項

第59条 (総則)

伊予鉄グループでご利用いただけるカード利用可能枠は第17条6項の分割払い等利用可能枠の範囲に含まれ、ご利用分は当社からの請求となります。

第60条 (カードの利用範囲)

カードが利用できる範囲は以下のとおりとします。

- (1) 伊予鉄道株式会社・伊予鉄タクシー株式会社等の指定交通乗車等でご利用可能な IC い〜カード (別途お申込みが必要となります。) の決済およびオートチャージ。
- (2) 当社が指定する伊予鉄グループ等の施設・店舗等でのご利用。

第61条 (カード利用代金の精算)

ご利用代金の締め切り・お支払日等は、第22条1項および第45条1項を適用するものとします。

第62条 (特典、サービス)

会員は、伊予鉄グループ各社等の規定により付与された特典・サービスがある場合、その適用を受けることができます。なお、その特典サービスの内容は予告なく変更、改定または廃止する場合があります。

ことをあらかじめ了承するものとします。

第9章 高島屋グループでのご利用に関する事項

第63条（総則）

高島屋グループでご利用いただけるカード利用可能枠は第17条6項の分割払い等利用可能枠の範囲に含まれ、ご利用分は当社からの請求となります。

第64条（カードの利用範囲）

高島屋グループでのショッピング等とします。

第65条（カード利用代金の精算）

ご利用代金の締め切り・お支払日等は、第22条1項および第45条1項を適用するものとします。

第66条（特典、サービス）

会員は、高島屋グループ各社等の規定により付与された特典・サービスがある場合、その適用を受けることができます。なお、その特典サービスの内容は予告なく変更、改定または廃止する場合があります。ことをあらかじめ了承するものとします。

《お問い合わせ・ご相談窓口》

1. 売買契約（商品・権利・役務等）についてのお問い合わせ、およびご相談は、カードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 立替払い契約（お支払い）等についてのお問い合わせ、支払停止の抗弁に関する書面（会員規約第49条）ならびにキャッシングサービスのお問い合わせおよび個人情報の開示請求についてのお問い合わせ、ご相談は下記、株式会社いよてつカードサービスにご連絡ください。
3. <貸金業務に係る指定紛争機関>

●日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター ☎03-5739-3861

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15

株式会社いよてつカードサービス

（登録番号 四国財務局長(10)第00051号）

（日本貸金業協会会員第001915号）

（四国経済産業局長 四国(包)第10号、四国(個)第1号-2）

〒790-0012 愛媛県松山市湊町6丁目6番地1 ☎089-921-1000（代）

ホームページアドレス <http://www.iyotetsucard.co.jp/>

【別表1 第11条2項与信管理業務委託先および3項債権回収の委託（債権譲渡を含みます。）をする会社】

債権回収の委託（債権譲渡を含みます。）をする会社は「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣により営業許可を受けた債権管理回収専門会社です。

名称：ニッテレ債権回収株式会社 ☎03-3769-4611

所在地：〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル

名称：NTS総合弁護士法人 ☎011-206-8371

所在地：〒060-0031 札幌市中央区北一条東1-2-5 カレスサッポロビル2階

【別表2 加盟信用情報機関】

名称：株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関）

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

電話番号：フリーダイヤル 0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

登録情報：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、利用可能枠、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等。

【別表3 提携信用情報機関】

(1) 名称：株式会社 日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

所在地：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<http://www.jicc.co.jp/>

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

登録情報：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報。契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等の契約内容に関する情報。入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等の返済状況に関する情報。債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等の取引事実に関する情報。

(2) 名称：全国銀行個人信用情報センター

所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

【別表4 本規約に定める個人情報の共同利用会社】

〔JCBグループ〕

●株式会社ジェーシービー

〒107-8686 東京都港区南青山 5-1-22

ホームページ：<http://www.jcb.co.jp/>

●株式会社JCBトラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田 3-1-3-2 高田馬場TSビル

●株式会社ジェーシービー・サービス

〒170-0062 東京都港区南青山 5-1-20 青山ライズフォート

[高島屋グループ]

●株式会社高島屋 ☎06-6631-1101

〒542-8510 大阪府中央区難波5丁目1番5号

●株式会社高崎高島屋 ☎027-327-1111

〒370-8565 群馬県高崎市旭町4番地

●株式会社岐阜高島屋 ☎058-264-1101

〒500-8525 岐阜県岐阜市日ノ出町2丁目2番地

●株式会社岡山高島屋 ☎086-232-1111

〒700-8520 岡山県岡山市北区本町6番地40

●株式会社米子高島屋 ☎0859-22-1111

〒683-0812 鳥取県米子市角盤町1丁目30番地

●株式会社ジェイアール東海高島屋 ☎052-566-1101

〒450-6001 名古屋市中村区名駅1丁目1番地4号

●高島屋クレジット株式会社 ☎03-3668-1700

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-12-7 高栄茅場町ビル内

●高島屋保険株式会社 ☎03-3246-5841

〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目2番地6号 日本橋通り二丁目ビル4階

[伊予鉄グループ]

●伊予鉄道株式会社 ☎089-948-3222

〒790-0012 愛媛県松山市湊町4丁目4-1

ホームページアドレス <http://www.iyotetsu.co.jp/index.html>.

●伊予鉄タクシー株式会社 ☎089-948-3152

〒790-0053 愛媛県松山市竹原2丁目3-15

ホームページアドレス <http://www.iyotetsu.co.jp/taxi/>

●株式会社伊予鉄会館 ☎089-948-3454

〒790-0004 愛媛県松山市大街道3丁目1-1

ホームページアドレス <http://www.iyotetsu.co.jp/kaikan/>

●伊予鉄高島屋 ☎089-948-2111

〒790-8587 愛媛県松山市湊町5丁目1-1

ホームページアドレス <http://iyotetsu-takashimaya.co.jp/>

●伊予鉄不動産株式会社 ☎089-948-3192

〒790-0807 愛媛県松山市平和通1丁目1-1

ホームページアドレス <http://www.iyotetsu.co.jp/fudosan/>

●伊予鉄オート株式会社 ☎089-976-1583

〒790-0924 愛媛県松山市南久米町241-1

ホームページアドレス <http://auto.iyotetsu.co.jp/>

●伊予鉄総合企画株式会社 ☎089-947-3800

〒790-0003 愛媛県松山市三番町4丁目9-5 松山センタービル内

ホームページアドレス <http://www.iyoplan.jp/>

●株式会社伊予鉄トラベル ☎089-948-3131

〒790-0012 愛媛県松山市湊町五丁目1番地1 まつちかタウン内

ホームページアドレス <http://travel.iyotetsu.co.jp/>

●伊予鉄南予バス株式会社 ☎0894-22-3200

〒796-0031 愛媛県八幡浜市江戸岡1丁目9-2

●愛媛日野自動車株式会社 ☎089-971-4111

〒791-8036 愛媛県松山市高岡町3-4-2

●株式会社いよてつ友の会 ☎089-948-2412

〒790-0012 愛媛県松山市湊町4丁目4-1 伊予鉄道本社ビル内

【別表5 カードショッピングのご案内】

◎回数指定払い

①支払回数、支払期間、実質年率等

〈いよてつ高島屋でのお買い物の場合（クイックローン）〉

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回	30回	36回
支払期間 (ヵ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率 (%)	8.90	11.90	10.20	10.80	10.90	10.30	9.90	10.00	10.20	9.70	9.30
現金価格 100円当 りの分割 払手数料 (円)	1.5	3.0	3.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	11.0	13.0	15.0

〈いよてつ高島屋以外でのお買い物の場合〉

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回	30回	36回
支払期間 (ヵ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率 (%)	12.20	13.50	13.86	14.57	14.75	14.87	14.94	14.96	14.96	14.91	14.82
現金価格100 円当りの分 割払手数料 (円)	2.04	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48

※ボーナス一括払いの手数料は0%です。

※ボーナス二括払いの手数料は3%です。

※ボーナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。

支払方法		手数料率	締め・支払い
回数指定 払い	いよてつ高島屋での お買い物の場合 (クイックローン)	実質年率 8.90%~11.90%	毎月 15 日締切 (翌月から 毎月 10 日支払い)
	いよてつ高島屋以外でのお 買い物の場合	実質年率 12.20%~14.96%	

②分割払いの場合、カードショッピングの分割支払金合計は利用代金に上記の分割手数料を加算した額となります。また月々の分割支払金はショッピングの分割支払合計を支払回数で除した金額で、1,000 円以上とし、10 円未満の端数は初回分に算入します。

(例)いよてつ高島屋でのお買い物利用代金合計 100,000 円 (消費税込み)、10 回払いの場合 (頭金なしの場合)

分割支払合計

100,000 円 + (100,000 円 × 5.0 ÷ 100 円) = 105,000 円

月々の分割支払金

105,000 円 ÷ 10 回 → 初回 10,500 円、2 回目以降 10,500 円

③ ボーナス併用分割払いのボーナス加算金額(総額の 50%以内)をボーナス加算月へ均等割振り、その金額を毎月の均等支払額に加算いたします。(加算金額のご指定はできません)ボーナス加算月は夏(8 月)冬(1 月)となり、最初に到来したボーナス月から加算されます。

④ ボーナス一括払いの支払月は夏(8 月)、冬(1 月)とし、ボーナス月に一括してお支払いいただきます。

⑤ ボーナス 2 回払いの支払月は夏(8 月)、冬(1 月)または冬、夏とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。

⑥ 前各号の定めに関わらず、会員は当社所定の方法により申出をされ、当社が認めた場合に限り、カードショッピングの分割支払金の支払方法について、1 回払い 2 回払いを分割払いまたはリボルビング払いに変更できるものとします。

⑦ 利用残高が利用可能枠を超過した場合は、超過分を一括してお支払いいただきます。

⑧ 分割払手数料の料率は金融情勢等の事情により変更できるものとします。この場合、第 3 条の規定にかかわらず、当社から手数料率の変更を通知した後は、分割払いについては変更後の利用分から変更後の手数料率が適用されるものとします。

◎リボルビング払い

支払方法	手数料率	支払方式	締め・支払い
リボルビング 払い	実 質 年 率 12.00%	元利定額支払方式	毎月 15 日締切 (翌月から毎月 10 日支払い)
		利用時残高スライド元利定額 支払方式	

○元利定額支払方式 毎月の弁済金は、1 万円~10 万円まで 1 万円単位で、あらかじめ会員が選択し、当社が認めた額となります。

○利用時残高スライド元利定額支払方式

① 新規利用分の第1回約定支払日までの手数料は、締切日15日の翌日より翌月の約定支払日までの間、所定の手数料率を乗じた金額を翌月の約定支払日に支払うものとします。但し、次の(ア)(イ)については当該手数料計算から除かれます。

(ア) 当該ショッピング利用により第17条3項のショッピングリボ利用可能枠に係る残高がその枠を超える場合の超過金額

(イ) 締切日における新規利用額加算後のリボルビング払い利用残高が支払い元金を超えない場合の新規利用分

② 第2回以降の約定支払日までの手数料は、前月の約定支払日のリボルビング払い利用残高(同日に支払リボ払元金、ボーナス加算額お前々月16日から前月の約定支払日までのリボルビング払い利用額を差し引いた金額)に対して前月の約定支払日の翌日から当月の約定支払日までの間、所定の手数料率を乗じた金額。

③ リボルビング払いの毎月の支払い元金、手数料率は下記のとおりとなります。

(A) 毎月の支払い元金

締切日(毎月15日)のご利用残高	毎月の支払い元金		
	定額コース	標準コース	短期コース
10万円以下	ご指定の金額 (1万円以上 1万円単位)	1万円	2万円
10万円超 20万円以下		2万円	4万円
20万円超 10万円ごとに		1万円加算	2万円加算

※ご指定のない場合は標準コースとさせていただきます。

(B) 手数料率

実質年率 12.00%

(C) 計算方法 ※小数点以下は切り捨て

初回日割り計算 = $\text{ご利用額} \times 12.00\% \times \text{日数 (締切日の翌日から翌月の約定支払日まで)} \div 365 \text{日 (閏年は年 366日)}$

2回目以降計算 = $\text{前月の約定支払日のご利用残高} \times 12.00\% \times \text{日数 (前月の約定支払日の翌日から当月の約定支払日まで)} \div 365 \text{日 (閏年は年 366日)}$

(前月の約定支払日のご利用残高とは、上記②に記載のとおりです。)

(D) お支払い例

6月30日に7万円をご利用の場合

(定額コース10,000円、手数料率12.00%の場合)

(I) 8月10日のお支払い

- a. 元本充当分 10,000円
- b. 手数料充当分 598円
(70,000円 × 12.00% × 26日 ÷ 365日)
- c. 8月10日の弁済金 10,598円 (a + b)

(Ⅱ) 9月10日のお支払い

- a. 元本充当分 10,000 円
- b. 手数料充当分 611 円
(60,000 円 × 12.00% × 31 日 ÷ 365 日)
- c. 9月10日の弁済金 10,611 円 (a + b)

④ 次のいずれかに該当する場合は、それぞれの当該金額を支払い元金とします。

- (A) 締切日のリボルビング払い利用残高が所定の支払い元金以上の場合は、所定の支払元金。当該利用残高が所定の支払い元金に満たない場合は、リボルビング利用残高の全額。
- (B) ボーナス増額払いを指定された場合のボーナス指定月の約定支払日においては、会員が指定した加算額を所定の支払い元金に加算した金額。
- (C) 当社が認めて、会員が支払い元金、支払コースの変更およびボーナス増額払いの追加指定、または加算額の変更をした場合はそれぞれ変更後の金額。

⑤ リボルビング払いによる利用代金については、第47条の繰上返済のほか早期完済として当社所定の方法で随時に支払うことができます。この場合の手数料は本条(4)の①については締切日の翌日から支払日まで、②については約定支払日の翌日から支払日までの、年365日(閏年は年366日)の日割計算とします。

※ご利用可能枠の範囲内で繰り返しご利用される場合には、利用残高が変動するため、支払期間、支払回数も変更となります。

【別表6 キャッシングサービスのご案内】

- ① 1回払いの場合は、利息の実質年率は18.00%(1年を365日とする日割計算/閏年は年366日)とし、ご利用日の翌日から支払日までの期間の利息を融資金に加算して一括してお支払いいただきます。
- ② リボルビング払い(残高スライド定額 within)の毎月のお支払額は、前月15日のリボルビング払いご利用残高を基準とし、下表に定める金額とします(但し、利用残高に利息を加えた額が支払額以下となる場合は当該金額を支払うものとします。)

利用残高	10万円以下	10万円超 20万円以下	20万円超 30万円以下	30万円超 40万円以下	40万円超 50万円以下
月々の支払額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

③ リボルビング払い(残高スライド定額 within)の毎月のお支払額は上記②により算定して得た支払額に、前月15日のリボルビング払いご利用残高に対して実質年率18.00%(1年を365日とする日割計算/閏年は年366日)を乗じた額の利息、延滞が発生した場合には第56条による遅延損害金を含むものとします。なお、ご利用後第1回目の返済分の利息の計算は、ご利用日の翌日から初回返済日まで、第2回目以降の利息の計算は、前回ご入金日の翌日から次回お支払日までの期間の日割計算とします。

<返済例>

3月1日に、200,000円のご利用の場合

- ・支払総額：249,779円(元金200,000円+利息49,779円)
- ・返済期間・回数：36ヶ月・36回

(10,000円×14回、5,000円×21回、4,779円×1回)

※返済期間・回数は利用残高および方式に応じ、返済元金と利息を完済するまでの回数・期間となります。

- ④ 利用残高が所定可能枠を超過した場合は、その超過額全額と月々の所定支払額を合算して支払うものとします。当社が特に認めた場合は当社が定める支払額にてお支払いいただきます。

⑤ 利息の計算方法

支払方法	利率 (実質年率)	利息計算方法 (1年を365日とする日割り計算)
残高スライド定額リボルビング方式	18.00%	利用残高×18.00%×経過日数÷365日

(遅延損害金 年率 20.00%)

借入残高×貸付利率(年率)×経過日数÷365日(閏年は年366日)

⑥ 返済の方法および返済を受ける場所

会員指定の預金口座から自動振替にてお支払いいただきます。

わくわくポイントプログラム 利用規約

第1条 (本利用規約)

- わくわくポイントプログラムとは、株式会社いよてつカードサービス（以下「当社」という。）が運営するポイントプログラムを利用したサービスをいいます。本利用規約は、わくわくポイントプログラムに関する基本的事項を定めるものです。
- わくわくポイントプログラムは、当社が定める各会員規約に規約する付帯サービスとして提供されます。本利用規約に定めのない事項については、各会員規約が適用されます。
- わくわくポイントプログラムは、各会員規約を承認のうえ、当社よりクレジットカードの貸与を受けた個人カードの本会員および家族会員を対象とします。但し、当社所定のカードについてはわくわくポイントプログラムの対象外とします。対象外となるカードについては、当社へお電話でご確認ください。（電話番号は、カードの裏面をご参照ください。）
- 家族会員は、各会員規約に基づく代理権、または会員自身の権利により、わくわくポイントプログラムを利用することができます。詳細は第9条第1項の表をご確認ください。
- 会員規約（個人用）に規定される本会員および家族会員を総称して本会員等といいます。
- 本利用規約の用語の定義は、本利用規約で特に定義しない限り、各会員規約における定義によります。
- 当社は、必要に応じて本利用規約の内容を変更できるものとします。変更後の本利用規約は、当社のホームページ等による公表、または本会員等に書面等による通知がなされるものとし、公表または通知後に、会員がポイント付与の対象となるショッピング利用を行った時点、または会員がポイント交換、その他当社が提供するわくわくポイントプログラムのサービスに申し込んだ時点で、当該会員（その会員にとっての本会員、家族会員も含む。）につき、当該変更内容の承諾がなされたものとみなします。なお、本利用規約の変更が、わくわくポイントプログラムの内容の変更にわたる場合には、第20条第3項が適用されるものとします。

第2条 (わくわくポイントプログラムの内容および情報の共同利用)

1. わくわくポイントプログラムにおけるわくわくポイント（以下「ポイント」という。）とは、会員が各会員規約に基づき発行を受けたカードを使用して、ショッピング利用等を行った場合に、当社所定の条件および基準に従い、付与されるポイントをいいます。
2. 第9条第1項で規定する交換可能会員は、本会員等に付与されたポイントを、ポイント数に応じて、当社が提供する特典と交換することができます。
3. 会員は、当社クレジットカード取引システムに参加する提携会社が問い合わせ対応、ポイント管理、およびわくわくポイントプログラムのサービス提供上必要な事務を行うため、住所、氏名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連する情報を共同利用することに同意するものとします。提携会社は当社ホームページ (<http://www.iyotetsucard.co.jp/>) にてご確認いただけます。
4. 前項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について、責任を有する者は当社となります。

第3条 (ポイントの付与条件)

1. 当社は、振替金額（前月16日から当月15日まで（以下この期間を「標準期間」という。）の会員のポイント付与の対象となるショッピング利用代金をいう。）の合計（1,000円未満切捨て）に対し、1,000円（税込）につき1ポイントを毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）の約定支払日（以下「ポイント付与日」という。）にカードごとに本会員等に付与します。これを通常獲得ポイントといいます。なお、事務処理上の都合により、ポイント付与日が遅延したり、変更したりすることがあります。
2. カードの商品性、当社が実施するキャンペーン等での資格取得、および当社または株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）所定の加盟店でのショッピング利用等により、通常獲得ポイントに加算して、当社の基準でポイントを付与することがあります。これをボーナスポイントといいます。
3. 本会員等へのポイント付与日はお支払い方法により異なります。お支払い方法ごとのポイント付与日は下表のとおりとし、約定支払日より前にポイントを付与することはできません。但し、当社所定のボーナスポイントの付与日については、下表の限りではありません。

お支払い方法	ポイント付与日
ショッピング1回払い	約定支払日に一括して付与します。
ショッピング2回払い	初回約定支払日に一括して付与します。
ボーナス1回払い	約定支払日（8月または1月）に一括して付与します。
ショッピングリボ払い	初回約定支払日に一括して付与します。
ショッピング分割払い	

4. 加盟店から、当社に対する売上傳票または売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する請求時期が遅れ、約定支払日も遅れる場合があります。この場合は、実際の約定支払日を基準とし、ポイントを付与するものとします。

第4条 (ポイント付与の対象外取引)

金融サービス等における利用料金、手数料(ショッピングリボ払い手数料・分割払い手数料など)、費用(年会費など)、および一部のショッピング利用料金(以下総称して「対象外料金」という。)については、ポイント付与の対象外となります。対象外料金の最新の情報については、当社ホームページ(<http://www.iyotetsucard.co.jp/>)をご参照ください。対象外料金は、予告なく変更または追加される場合があります。また、当社所定のカードについては、上記以外の付与対象外取引があります。

第5条 (返品、キャンセル、利用金額変更等の場合の措置)

ポイント付与の対象となるショッピング利用(以下「付与対象取引」という。)に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として、当該付与対象取引に対するポイントは取消、減算または加算されます。

第6条 (ポイントの確認)

付与されたポイントの残高は、当社より送付するカードご利用代金明細書(以下「ご利用代金明細書」といい、ご利用代金明細書が送付される場合に限り、以下同じ)、当社ホームページ(ユーザー登録が必要となります。)および電話にて確認いただくことができます。電話番号は、当社ホームページ等に記載しております。なお、これらの方法で確認できるポイントの残高は、閲覧、閲覧または聴取した時点における最新情報ではないことがあります。

第7条 (他カードへのポイント移行の禁止)

カードの名義によらず、当社が本利用規約等で定めた場合を除き、カードに付与されたポイントを、他のカードへ移行させることはできません。

第8条 (ICS BIG MEMBERS)

1. ICS BIG MEMBERS(以下「ビッグメンバーズ」という。)とは、付与対象取引(当社所定のカードについては、一部の付与対象外取引を含む、以下本条において同じ)に対する年間の利用代金が一定額以上の本会員等に適用される、ポイントの優遇制度のことをいいます。優遇制度の詳細情報については、当社ホームページ(<http://www.iyotetsucard.co.jp/>)をご参照ください。
2. 付与対象取引の年間利用代金によって本会員等のメンバーランクが確定し、そのメンバーランクに応じて、本会員等が所有するカードごとにポイント付与数の加算等の優遇措置が適用されます。なお、付与対象取引の年間利用代金の集計対象とする会員の範囲は下表のとおりとします。

適用される会員規約	年間利用代金の集計対象とする会員の範囲
会員規約(個人用)	本会員および家族会員の利用料金

3. 前項の年間利用代金の集計期間は、毎年2月16日から翌年2月15日までのポイント付与対象取引の利用分とします。
4. 加盟店から当社に対する売上傳票および売上データの到達が遅延するなどの理由により、本来の集計期間内の利用分として取り扱われず、翌集計期間内の利用分として取り扱われる場合があります。
5. ビッグメンバーズにおけるポイント付与数の加算優遇は、集計期間終了日が属する年の4月から翌年3月までのポイント付与日に付与されるポイントに適用されます(例えば、2016年2月16日から2017年2月15日までの集計期間に応じた優遇が適用されるのは、2017年4月から2018年3月のポイント付与日に付与されたポイントとなります。)

6. 加盟店から当社に対する売上傳票および売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する請求時期が遅れたことにより、約定支払日も遅れる場合があります。この場合には、実際の約定支払日を基準にポイント付与日が決まります。
7. カードの名義によらず、複数カードにおける付与対象取引の年間利用代金を、合算して集計することはできません。
8. メンバーランクはカードごとに適用されるものであり、カードの名義によらず、他のカードに承継させることはできません。
9. わくわくポイントプログラムの対象となるカードであっても、当社所定のカードについては、ビッグスターメンバーズの適用対象外となります。対象外となるカードについては、当社ホームページをご参照ください。

第9条 (ポイントの交換)

1. ポイントを特典と交換ができる会員、および交換できるポイントの範囲は下表のとおりです。

適用会員規約	交換できる会員 (以下、「交換 可能会員」とい う。)	家族会員の交換 の根拠	交換できる ポイントの範囲
会員規約 (個人用)	本会員および 家族会員	家族会員の交換 は、本会員から 授与された代理 権による	第3条第1項に基 づき本会員に 付与されたポイ ント

2. 家族会員が前項の規約に基づきポイント交換したことにより、本会員が不利益を被った場合でも、当社は当該不利益につき責任を負いません。
3. 交換可能会員は、付与されたポイント数の累計が200ポイント以上になった場合、当社が提供する特典と交換することができます。但し、交換のために最低限必要なポイント数が異なるカードもありますので、詳細は当社ホームページをご参照ください。
4. 交換可能会員は、付与されたポイントを当社が提供する特典以外の金品と交換することはできません。また、一度交換した特典の取消、および別の特典と交換することはできません。
5. 当社所定のカードを除き、本会員等が自己の名義で複数のカードを保有する場合、交換可能会員は、これらのカードごとに付与されたポイントを合計して特典と交換することができます。
6. ポイントの交換は、原則として付与日の古いポイントから行われます。但し、当社所定のカード、および前項の合計申込みが認められている場合において、合計申込み時に、ポイント交換を申込みカードの優先順位を指定した場合はこの限りではありません。
7. 交換した特典の送付先はご利用代金明細書の送付先のみとし、国内に限ります。
8. 交換した特典の利用にあたって発生する交通費、宿泊代、税金その他の費用については、当社は一切負担いたしません。
9. 交換した特典に対して生じる公租公課に関する申告、納付等は交換を行った会員および本会員等の責任において行うものとします。
10. 交換可能会員は交換した特典に欠陥があった場合には欠陥特典は現状のまま廃棄せず、当社わくわくポイント係に電話でご連絡ください。

第10条 (ポイント交換の受付・取消)

1. ポイント交換の申込みは、第12条に定めるポイントの有効期限満了日までに、当社に到達した分のみを有効とします。また当月失効予定のポイントを含む郵送での申込みは、有効期限満了日までの到着分を有効とします。
2. 当社において交換可能会員からのポイント交換の申込みに対する受付がなされた時点以降は、交換可能会員は当該申込みをキャンセルすることはできません。ここでいう「受付がなされた時点」とは以下のとおりとします。
 - (1) インターネットでの申込み：画面上で受付完了の表示がなされた時点
 - (2) 電話での申込み：受付完了のアナウンスが流れた時点
 - (3) 郵送での申込み：申込み用紙が当社所定の住所に到達した時点
3. 前項の受付がなされた時点以降、特典の送付やポイントの移行には一定期間を要し、至急発送等の特別対応は一切応じることができません。
4. 当社が特典を送付したにもかかわらず、発送日から1ヵ月間を経過しても正当な理由なく交換可能会員による受取がなされなかった場合、当社は、交換可能会員からのポイント交換の受付を解除、または取り消すことができます。この場合、当社は、当該特典と交換したことにより既に減算したポイントを、本会員等に対し返還するものとします。
5. 当社が特典を発送したにもかかわらず、交換可能会員が故意により特典の受取を拒絶した場合、当社は原則として前項の解除または取消を行わず、したがって当該特典と交換したことにより既に減算されたポイントは、本会員等に対して返還されません。当社による特典の保管期間は、当社が最初に特典を発送した日から6ヵ月とし、保管期間満了後は、当社にて、当該特典の廃棄等の処分を行うものとします。
6. 前項にかかわらず、賞味期限や消費期限のある食品、公演日等の期日が指定された観賞券、その他期限または期日のある特典について、当社が特典を送付したにもかかわらず、当該期限または期日までに受取がなされなかった場合、当社にて、当該期限または期日の翌日以降に、当該特典の廃棄等の処分を行うものとします。かかる処分を行った場合においても、当該特典と交換したことにより既に減算されたポイントは、本会員等に対して返還されません。

第11条 (ポイント交換における制限)

第9条および第10条のほか、当社所定のカードにおけるポイント交換については、ポイント移行コース等、一部選択できない特典があります。詳細は各ご利用ガイドまたは当社ホームページ等をご参照ください。

第12条 (ポイントの有効期限)

1. ポイントの有効期限は、当社が別途定めるカードを除き、ポイント付与日から2年間（24ヵ月）を経過した日が属する月の15日とします（例えば、2016年3月の約定日（10日）に付与されたポイントは、2年後の2018年3月15日まで有効となります）。
2. 有効期限を満了したポイントは失効します。当社は、失効したポイントに対する復活等の特別措置には一切応じることができません。

第13条 (ポイントの譲渡の禁止)

本会員等は、付与されたポイントを他人に譲渡または質入したり、他人と共有したり、相続させることはできません。

第14条 (権利の喪失およびサービス停止)

1. 次の各号に該当する会員は、ポイントの付与、ポイントの特典との交換、その他わくわくポイン

トプログラムのサービスを受ける全ての権利を喪失します。また、本会員が次の各号に該当した場合、その家族会員も同様に権利を喪失します。

- (1) 本カードの有効期限が経過した場合
 - (2) 退会、その他の理由により会員資格を喪失した場合
 - (3) 死亡した場合
2. 当社は、次の各号に該当する会員に対し、何らの通知なくして、ポイントの付与、ポイントの特典との交換、その他わくわくポイントプログラムのサービスを受ける権利を喪失させ、またはサービスの提供を停止することができます。また、本会員が次の各号に該当した場合、その家族会員に対しても同様に権利を喪失させ、またはサービスの提供の停止をすることができるものとします。
- (1) 各会員規約または本利用規約に違反した場合
 - (2) 違法行為または不正行為を行った場合
 - (3) その他、前各号に準じるものと当社が判断した場合
3. 当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知なくして、ポイントの付与、特典との交換、その他わくわくポイントプログラムのサービスの提供を停止することができます。また、本会員が当社に対する支払債務を延滞した場合、その家族会員に対しても同様にサービスの提供を停止をすることができるものとします。

第15条 (カードの券種変更等の場合の措置)

本会員が、すでに入会済みのカードにおいて、更新および一般カードからゴールドカード等への変更など、券種の変更を行った場合、旧カードにおける付与対象取引の利用代金、ポイント残高、および第8条に定めるビックメンバーズの権利は、新カードに承継されます。但し、当社所定のカードについては、この限りではありません。

第16条 (トラブル時の対応)

1. 本会員が、カードの紛失、盗難等のために、当社よりカードの再発行を受けた場合、紛失・盗難等がなされたカードにおけるポイント残高および、第8条に定めるビックメンバーズの権利は、再発行されたカードに承継されます。他方、紛失・盗難等がなされたカードを退会した場合は、新たに入会しても、かかる承継はなされません。
2. 前項のほか、わくわくポイントプログラムに関する不測の事態が発生した場合には、当社へご連絡ください。(電話番号は、当社ホームページもしくはカードの裏面をご参照ください。)

第17条 (カードの紛失または盗難による第三者の不正交換)

1. カードの紛失または盗難により、第三者に当該カード記載のカード番号を利用して不正にポイントの交換が行われた場合(以下「不正交換」という。)、これにより減算されたポイントは、本会員等の負担とします。
2. 前項にかかわらず、会員がカードの紛失または盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに所轄の警察署へ届出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合、当社は、本会員等に対して届出の日の60日前以降の不正交換につき、減算されたポイントを返還します。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
 - (1) 会員が各会員規約のカードの管理に関する規約に違反したとき
 - (2) 会員の家族、同居人等、会員の関係者が不正交換を行ったとき
 - (3) 会員の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失または盗難が生じたとき
 - (4) 紛失・盗難届の内容が虚偽であるとき

- (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社や捜査機関の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき
- (6) 当社ホームページに登録されたログインID およびパスワードが使用された場合で、これらの管理につき会員に故意または過失があったとき
- (7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき
- (8) その他各会員規約または本利用規約に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき

第18条 (カードの紛失または盗難以外の場合における第三者の不正交換)

カードの紛失または盗難なくして不正交換が行われた場合、会員がカードの不正交換の事実を速やかに当社に届け出るとともに、当社の請求により所定の届出を当社に提出した場合、当社は、本会員等に減算されたポイントを返還します。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1) 会員が各会員規約のカードの管理に関する規約に違反したとき
- (2) 会員の家族、同居人等、会員の関係者が不正交換を行ったとき
- (3) 会員の故意もしくは重大な過失または法令違反によって不正交換が行われたとき
- (4) 当社に対する届出の内容が虚偽であるとき
- (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社や捜査機関の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき
- (6) 当社ホームページに登録されたログインID およびパスワードが使用された場合で、これらの管理につき会員に故意または過失があったとき
- (7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に不正交換が行われたとき
- (8) その他各会員規約または本利用規約に違反している状況において不正交換が行われたとき

第19条 (システムトラブルへの対応)

1. 当社は、わくわくポイントプログラムに使用する電子機器、ソフトウェアなどのシステムにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的な保守および運用を行います。
2. 当社は、電子機器、ソフトウェアなどの不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本会員等に付与されたポイントに異常が生じた場合には、その時点における一般の技術水準に従って合理的な措置を講じます。かかる措置にもかかわらず、ポイントの異常が解消されなかった場合、当社に過失なき限り、ポイントの補償を行わないものとします。

第20条 (サービスの終了、停止、変更等)

1. 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または本会員等に通知することなく、わくわくポイントプログラムのサービスの全部、または一部の提供を停止し、または内容を変更する措置を取ることができるものとします。
2. 当社は、システムの保守等、わくわくポイントプログラムのサービスの維持管理に必要な作業のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、当社は、事前に当社のホームページ等で公表します。但し、緊急の場合においてはこの限りではありません。
3. 当社は、営業上その他の理由により、わくわくポイントプログラムを終了、または内容の変更を行うことができるものとします。この場合、当社は、3ヵ月前までに当社のホームページ等で公表します。但し、わくわくポイントプログラムの終了または重要な変更が生じる場合は、6ヵ月

前までにホームページ等で公表します。

4. 当社は、前各項によるわくわくポイントプログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社に過失なき限り、一切責任を負わないものとします。

ETCカード規約

この規約をよくお読みいただいたうえで、ETCカードをご利用ください。

第1条（定義）

株式会社いよてつカードサービスが発行するETCカードの名称はICSETCカード（以下「ETCカード」という。）とします。本規約における次の用語の意味は、以下のとおりとします。

- (1) 「ETC個人会員」とは、株式会社いよてつカードサービス（以下「当社」という。）所定の会員規約（個人用をいい、以下総称して「会員規約」という。）に定める会員のうち、この規約および道路事業者（第3号に定めるものをいう。）が別途定めるETCシステム利用規程（以下「ETCシステム利用規程」という。）を承認のうえ、この規約に定めるETCカードの発行を当社所定の方法により申し込み、当社がこれを認めた方をいいます。
- (2) 「ETC法人会員」とは、当社所定の会員規約（一般法人用をいい、以下総称して「会員規約」という。）に定める会員のうち、この規約および道路事業者（第3号に定めるものをいう。）が別途定めるETCシステム利用規程（以下「ETCシステム利用規程」という。）を承認のうえ、この規約に定めるETCカードの発行を当社所定の方法により申し込み、当社がこれを認めた方をいいます。
- (3) 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、もしくは地方道路公社または都道府県市町村など道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者で、道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）がETCクレジットカード決済契約を締結した事業者をいいます。
- (4) 「ETCシステム」とは、道路事業者所定の料金所においてETC個人会員、ETC法人会員（以下総称して「ETC会員」という。）がETCカードおよび車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。
- (5) 「車載器」とは、ETC会員がETCシステム利用の為車輻に設置する通信を行うための装置をいいます。
- (6) 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、ETC会員の車載器と無線により必要情報を授受する装置をいいます。

第2条（ETCカードの発行、貸与）

1. 当社は、ETC会員に対し、会員規約に基づき貸与しているクレジットカード（以下「親カード」という。）に追加して、ETCカードを発行し、当社が貸与します。なお、ETCカードは、ETC個人会員は親カード1枚につき1枚に限り、ETC法人会員は希望する枚数を限度に当社が適当と認めた枚数発行されます。
2. ETCカードの所有権は当社にあり、ETC会員は善良なる管理者の注意をもってETCカードを使用し、管理しなければなりません。また、ETC会員は、他人に対し、ETCカードを

貸与、預託、譲渡もしくは担保提供を一切してはなりません。なお、E T Cカードは、E T Cカード上に表示されたE T C会員本人だけが使用できるものとします。

第3条（E T Cカードの機能、利用方法）

1. E T C会員は、道路事業者所定の料金所において、E T Cカードを挿入した車載器を介し路側システムと無線により必要情報を授受することにより、有料道路の通行料金の支払いを行うことができるものとします。
2. E T C会員は、道路事業者所定の料金所において、E T Cカードを提示して有料道路の通行料金を支払うことができます。
3. E T C会員は、道路事業者が別途定めるE T Cマイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」という。）に基づき、E T Cカードをマイレージ規約に定める登録カードとしてユーザー登録手続きを行うことにより、マイレージ規約で定めるE T Cマイレージサービス（以下「E T Cマイレージサービス」という。）を利用することができます。

第4条（E T Cカードの有効期限）

1. E T Cカードの有効期限は当社が指定するものとし、E T Cカード上に表示された年月の末日までとします。
2. 当社は、E T Cカードの有効期限までに親カードの退会または、この契約の解除の申出のないE T C会員で、当社が引き続きE T C会員として認める方に対し、有効期限を更新した新たなE T Cカードを発行します。

第5条（年会費）

E T C会員は、E T Cカード所定の年会費を、親カードのカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、E T Cカードの年会費は、この契約を解除した場合でもお返ししません。

第6条（料金等の支払い）

1. E T C会員によるE T Cカードの利用は、全て親カードの利用とみなされるものとし、E T Cカード利用代金（第3条に定めるE T Cカードの利用に基づく代金をいう。以下同じ。）は、親カードのカード利用代金と合算して、親カードのカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、親カードの利用可能な金額の計算にあたり、本カードの利用金額は、親カードの利用残高に合算されます。
2. 本カードの利用代金の支払区分は、ショッピング1回払いとなります。但し、親カードについて別途定めがある場合には、当該定めによるものとします。
3. E T Cカード利用代金は、道路事業者が作成した請求データに基づくものとし、E T C会員は当社に対して当該請求データに基づく金額を支払うものとします。万一、道路事業者作成の請求データに疑義がある場合は、E T C会員と道路事業者間で解決するものとし、E T C会員は当社に対する支払義務を免れないものとします。
4. 第1項の規定および第2項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により道路事業者が自ら料金を徴収することがあります。

第7条（紛失・盗難等）

1. E T Cカードの紛失、盗難については、会員規約における「カードの紛失・盗難」に関する規定が適用されます。但し、E T Cカードを車内に放置していた場合、紛失、盗難について重大な過失があったものとみなします。
2. 第1項の規定にかかわらず、E T C会員は、E T Cカードの紛失・盗難等が発生した場合においては、自己の責任で道路事業者に対しE T Cマイレージサービスの利用停止の申出を行うも

のとします。なお、E T Cマイレージサービスは、道路事業者が、E T Cマイレージサービス利用規約に基づいてE T C会員に対して提供するサービスです。したがって、当該サービスに係る権利関係は、E T C会員と道路事業者との間で解決するものであり、当社は、第三者の不正利用によるE T Cマイレージサービス利用などについて、一切の責任を負わないものとします。

第8条（E T Cカードの再発行）

1. E T Cカードの再発行については会員規約の定めを準用するものとし、E T C会員が、当社所定の再発行手数料を親カードにかかる再発行手数料と同様の方法で支払うものとします。但し、E T C会員の責によらず、E T Cカード自体にE T Cシステムの利用の障害となる明らかな原因があると認められた場合は、この限りではありません。
2. 前項に定めるほか、E T C会員の会員番号が変更となった場合には、E T Cマイレージサービス、有料道路身体障害者割引制度その他道路事業者が実施する登録型割引制度を利用するE T C会員は、自らの責任で、道路事業者所定の会員番号変更手続きをおこなうものとし、当該手続きが完了するまでの間、E T Cカード利用がそれらの制度における割引の対象とならないことをあらかじめ承諾するものとします。当社は、E T Cカードの利用が割引対象とならないことによりE T C会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第9条（利用停止措置）

当社は、E T C会員がこの規定もしくは会員規約に違反したまたはE T Cカードもしくは親カードの使用状況が適当でないと判断した場合、E T C会員に通知することなくE T Cカードの利用停止の措置をとることができるものとします。当社は、当該利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決もしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとします。

第10条（解約、解除）

1. E T C会員は、当社所定の方法によりこの契約を解除することができます。
2. この契約は、次のいずれかに該当する場合、(1) (2)においては当然に、(3)においては当社の通知により解除されます。
 - (1) E T C会員が会員規約に基づき退会または会員資格を喪失した場合。
 - (2) 当社が有効期限を更新したE T Cカードを発行しないで、E T Cカードの有効期限が経過したとき。
 - (3) E T C会員がこの規約もしくは会員規約に違反した場合、またはE T Cカードもしくは親カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合。
3. E T C会員は、第1項による解約または第2項による解除の場合、当該E T C会員にかかるこの規約に基づく当社との契約は当然に終了し、当該E T C会員に貸与されていたE T Cカードは失効します。
4. 前三項の場合、E T C会員は直ちにE T Cカードを当社に返還するものとします。

【E T Cカード規約 個人情報の取り扱いに関する同意条項】

第11条（道路事業者への個人情報の提供）

E T C会員は、以下に定めるE T C会員の情報を以下に定める目的で当社または当社の事務を代行するJ C Bが道路事業者に対して通知、提供する場合があることに同意するものとします。

- (1) E T C会員がE T Cマイレージサービスのユーザー登録（本条において変更登録を含む。）においてE T Cカードの会員番号を誤って登録した場合に、道路事業者が当該E T C会員の当該ユーザー登録を有効に完了するために、当社またはJ C BがE T C会員に代わって道路

事業者に対し当該E T C会員の氏名および会員番号にかかる情報を通知すること。

- (2) 第6条3項の場合において、道路事業者が自ら料金を徴収するために、当社またはJ C Bが道路事業者に対しE T C会員の氏名、住所、電話番号その他E T C会員が当社に届け出た当該E T C会員の連絡先に関する情報を提供すること。

第12条（免責）

1. 当社は、E T C会員に対して、事由のいかんを問わず、道路上での事故および車載器に関する紛議に関し、これを解決しもしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとします。
2. E T C会員は、車輛の運行に際し、車載器について定められた用法に従い、必ずE T Cカードの作動確認をおこなうものとします。作動に異常がある場合には、E T Cカードの使用をやめ、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、E T Cカードの機能不良に基づく、E T C会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、E T Cカードに付帯される道路事業者所定のサービス等に基づく、E T C会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。

第13条（規約の改定）

将来、この規約が改定された場合は、当社がその内容を通知した後にE T C会員がE T Cカードを利用したことによって変更事項を承認したものとみなします。

第14条（適用関係等）

1. E T C会員がE T Cカードを利用する場合、会員規約のほか、この規約が適用されます。また、E T Cシステムを利用した道路の通行方法、車載器の利用方法その他の事項については、E T Cシステム利用規程に定めるところによるものとします。
2. E T Cカードの利用に関し、この規約に定めのある事項については、この規約が優先して適用され、この規約に定めのない事項については、会員規約が適用されます。
3. この規約で特に定めるほか、この規約における用語は、会員規約における用語と同様の意味を有するものとします。

[2016年2月14日改定]

ICカードオートチャージサービス取扱規則 (伊予鉄道株式会社)

第1条（本規則の目的）

この規則は、伊予鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が定めた「伊予鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」（以下「ICカード乗車券取扱規則」といいます。）及び「一般乗合旅客自動車事業運送約款（ICカード乗車券用）」に基づいて定める規則であり、当社とオートチャージサービスの提供に関する契約（以下「オートチャージサービス利用契約」といいます。）を行った、当社が発行するオートチャージ機能付きICカード（以下「本カード」といいます。）の利用者が、当社が別に定めるオートチャージ機能を有する鉄道線駅の自動改札機で入場する際、軌道線及びバスの運賃箱で降車する際、又は加盟店の端末（以下これら一連のオートチャージ機能を有する箇所を「オートチャージ適用箇所」といいます。）にて料金引去りの際に、本カード内のS F残額が一定金額未満であると

きに、オートチャージ設定情報が記録された本カードに対して当該オートチャージ適用箇所にて一定金額を自動的にチャージし（以下このチャージを「オートチャージ」といいます。）、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス（以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」といいます。）の内容及び使用条件を定め、利用者の利便向上を図ることを目的とします。

第2条（適用範囲）

ICカードにかかわる取扱いのうち、オートチャージサービスにかかわる取扱いは、この規則の定めるところによります。この規則に定めのないICカードの取扱いについては、「ICカード乗車券取扱規則」及び「一般乗合旅客自動車事業運送約款（ICカード乗車券用）」及び「ICカード電子マネー利用規約」及びこれらに付帯する一切の基準等の定めるところによります。

第3条（用語の定義）

この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「オートチャージサービス利用者」とは、当社とオートチャージサービス利用契約を結んだ、本カードの利用者をいいます。
 - (2) 「決済カード」とは、クレジットカード会社が発行する当社指定のカードのうち、オートチャージサービスにかかわる利用代金が生じるときに当社への決済手段として使用するために登録したカードをいいます。なお、決済カードの取扱いについては、決済カードの規約に定めるところによります。
 - (3) 「決済」とは、オートチャージサービス利用者が決済カードにより利用代金を支払うことをいいます。
 - (4) 「オートチャージ設定情報」とは、オートチャージサービスを提供するために、本カードに記録された情報をいいます。
 - (5) 「オートチャージ判定金額」とは、オートチャージ適用箇所においてオートチャージ実行可否の判定をする金額をいいます。
 - (6) 「オートチャージ実行金額」とは、オートチャージ適用箇所においてオートチャージする金額をいいます。
- 2 前各号に定めのない用語については、「ICカード乗車券取扱規則」及び「一般乗合旅客自動車事業運送約款（ICカード乗車券用）」及び「ICカード電子マネー利用規約」の定めるところによります。

第4条（利用契約の成立）

オートチャージサービス利用契約は、利用希望者が、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて登録希望の申込みを行い、当社指定のクレジットカード会社が登録希望のあったクレジットカードを決済カードとして承認し、当社において、本カードの発売のための手続きを完了したときに、当社と利用希望者の間において成立します。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は利用希望者の利用申込みを承認しません。この場合、利用希望者が申込みのために提出した書類は、当社が特に認めた場合を除き、返却しません。なお、本条に基づく利用希望者の不利益に対し、当社はその責めを負いません。
- (1) 申込み方法の誤りや、提出した書類への記入不足、記入不鮮明、提出書類不足、その他申込みに不備があった場合
 - (2) 利用希望者、本カードの利用者、登録希望のあったクレジットカードの名義人が同一人でない場合、又は生年月日が一致しない場合
 - (3) 登録希望の決済カードが当社指定のクレジットカードではない場合

- (4) 当社希望の決済カードがすでにオートチャージサービスの決済カードとして登録されたクレジットカードである場合
- (5) 登録希望の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が、利用希望者のクレジットカードを決済カードとして承認しなかった場合
- (6) その他当社が、利用希望者がオートチャージサービスを利用することを、不適当と判断した場合

第5条（本カードの契約の成立）

本カードを発売する際の利用にかかわる契約は、「ICカード乗車券取扱規則」及び「一般乗合旅客自動車事業運送約款（ICカード乗車券用）」にかかわらず、オートチャージサービスの登録が完了したときに、当社と本カードの利用者の間において成立します。

第6条（デポジットの収受方法）

本カードを発売する際のデポジットは、決済カードから収受します。ただし、当社のサービス等により、デポジットを免除することがあります。

第7条（個人情報の取扱い）

利用希望者がオートチャージサービス利用契約を申し込むときもしくはカード会社が発行する決済カードを申し込むときに申込書に記載した、氏名、生年月日、性別、本カードに登録する電話番号、本カード又は本カードにかかわる通知・案内の送付先住所、連絡先住所、連絡先電話番号、メールアドレス、決済カード番号・有効期限等（以下「オートチャージサービス利用者個人情報」といいます。）の取扱いは、次の各号のとおりとします。

- (1) 取得したオートチャージサービス利用者個人情報は、当社の定める個人情報の取扱いに関するガイドライン（個人情報の取扱いに関する基本方針、個人情報管理規定）に基づき、当社が管理します。
- (2) 当社は、取得したオートチャージサービス利用者個人情報を、次の目的で利用します。
 - ア オートチャージサービス利用者及び利用希望者の本人確認。
 - イ オートチャージサービスにかかわる利用代金の決済。
 - ウ 当社からオートチャージサービス利用者への本カード及び本カードにかかわる通知・案内の送付。
 - エ 当社からオートチャージサービス利用者及び利用希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認。

第8条（利用契約の解除）

次の各号のいずれかに該当する場合、オートチャージサービス利用契約は解除されます。

- (1) オートチャージサービス利用者の不在等により、本カードを交付できなかった場合。
- (2) オートチャージサービス利用者が、当社の定める手続に従い、オートチャージサービスの停止を行った場合。
- (3) オートチャージサービス利用者の本カードについて、「ICカード乗車券取扱規則」第32条又は「一般乗合旅客自動車事業運送約款（ICカード乗車券用）」第31条に定める払い戻しが行われた場合。
- (4) オートチャージサービス利用者の本カードについて、「ICカード乗車券取扱規則」第26条、第27条、第40条、第41条、「一般乗合旅客自動車事業運送約款（ICカード乗車券用）」第25条、第26条、第39条又は第40条の規定により失効した若しくは無効であったことが判明した場合。
- (5) オートチャージサービス利用者の決済カードが無効又は解約となったことが判明した場合。

- (6) 利用契約成立後に、オートチャージサービス利用者の申込み内容が、利用申込みを承認しない事項に該当することが判明した場合
 - (7) クレジットカード会社が、オートチャージサービス利用者のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合
 - (8) その他この規則に定める利用契約解除事由に該当した場合
- 2 前項第2号によりオートチャージサービスの停止を行った場合、利用契約解除後の本カードは、大人用記名式ICカードとして取り扱います。
 - 3 オートチャージサービス利用契約の解除によるオートチャージサービス利用者の損害に対し、当社はその責めを負いません。また、当社が前項の規定によらず、特に認めてオートチャージサービス利用契約を解除した場合、解除までの間のオートチャージサービス利用者の一切の不利益に対し、当社はその責めを負いません。
 - 4 オートチャージサービス利用者は、オートチャージサービス利用契約解除後であっても、解除前に発生したオートチャージサービスにかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承するものとします。

第9条（交付できなかった本カードの失効）

オートチャージサービス利用者に交付できなかった本カードは、「ICカード乗車券取扱規則」及び「一般乗合旅客自動車事業運送約款（ICカード乗車券用）」の規定に関わらず、オートチャージ設定情報の記録日の翌日を起算日として、2ヶ月を経過した場合は失効します。

- 2 前項により失効した場合、本カードの使用者はデポジットの返却を請求することはできません。

第10条（オートチャージ）

本カードは、次の各号の条件をすべて満たすときには、オートチャージ適用箇所利用の際に、オートチャージすることができます。

- (1) 本カードのSF残額がオートチャージサービス利用者の設定したオートチャージ判定金額未満であるとき。
 - (2) 当該オートチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額が30,000円以下、かつ当月1日からのオートチャージ累計額が決済カードの利用限度額以下であるとき。
- 2 オートチャージする金額はオートチャージサービス利用者の設定したオートチャージ実行金額とし、この金額はオートチャージサービスにかかわる利用代金として決済カードから収受します。
 - 3 オートチャージ判定金額及びオートチャージ実行金額は、「別表1」に定めるものとします。ただし、オートチャージサービス利用者が特段の設定をしないときは、オートチャージ判定金額を2,000円、オートチャージ実行金額を5,000円とします。
 - 4 オートチャージ適用時、オートチャージ実行金額が精算相当額に満たない場合は、精算相当額を満たすまで繰り返しオートチャージ実行金額がオートチャージされます。但し、繰り返しオートチャージを実行することにより、当日のオートチャージ累計額が30,000円を超える場合は、オートチャージは一切適用されません。
 - 5 本カードをICカード定期券として利用する場合、券面表示区間内を乗車する際にも、オートチャージの適用を受けます。
 - 6 前各項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、オートチャージできないことがあります。なお、本項に基づくオートチャージサービス利用者の不利益に対し、当社はその責めを負いません。
 - (1) オートチャージ適用箇所において、正常に入場処理、乗降処理又は精算処理がされていない場

合。

(2) クレジットカード会社が利用者の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合

7 実行したオートチャージを取り消すことはできません。

第 11 条 (本カードが無効となる場合)

本カードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、「I C カード乗車券取扱規則」第 26 条、第 27 条、第 40 条、第 41 条、「一般乗合旅客自動車事業運送約款 (I C カード乗車券用)」第 25 条、第 26 条、第 39 条又は第 40 条を準用し、無効として回収します。この場合、デポジット及び本カードに記録されている一切の S F 及び定期券部分ならびに及び I C い〜カードポイントは返却しません。

(1) 決済カードの名義人ではない者が、名義人と偽って利用申込みしたことが判明した場合

(2) その他不正な手段で利用申込みをしたことが判明した場合

第 12 条 (オートチャージ判定金額、オートチャージ実行金額の照会、変更)

オートチャージサービス利用者は、本カードのオートチャージ判定金額及びオートチャージ実行金額を、当社の定める手続により、照会、変更することができます。

第 13 条 (本カードの氏名の表示)

本カードの署名が不明又は不明瞭となったときは、当該記名式 I C い〜カードは使用することができません。

2 前項の場合、当該記名式 I C い〜カードの利用者は、当社指定の窓口に氏名等券面に表示すべき事項の再表示を請求しなければなりません。

第 14 条 (本カードの再発行)

本カードの盗難、紛失の際、「I C カード乗車券取扱規則」第 29 条、第 43 条、「一般乗合旅客自動車事業運送約款 (I C カード乗車券用)」第 28 条又は第 42 条に定める紛失再発行の取扱いを行うとき、又は破損等により「I C カード乗車券取扱規則」第 31 条、第 45 条、「一般乗合旅客自動車事業運送約款 (I C カード乗車券用)」第 30 条又は第 44 条に定める障害再発行の取扱いを行うとき、次の各号のいずれかに該当する場合は、オートチャージ機能を搭載しない大人用記名式 I C い〜カードにて再発行します。

(1) オートチャージサービス利用者が、当社の定める手続に従い、オートチャージサービスの停止を行っていた場合。

(2) オートチャージサービス利用者の決済カードが無効又は解約となっている場合。

第 15 条 (オートチャージサービスの免責事項)

本カードの盗難、紛失により第三者が本カードを不正に使用した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

2 本カードの盗難、紛失の際、「I C カード乗車券取扱規則」第 29 条、第 43 条、「一般乗合旅客自動車事業運送約款 (I C カード乗車券用)」第 28 条又は第 42 条に定める紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、及び使用停止の申込を行い、当社の使用停止措置が完了するまでの間の S F の使用等で生じたオートチャージサービス利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

3 その他当社の責任に帰すことのできない事由から発生したオートチャージサービス利用者の損害については、当社は一切の責任を負いません。

第 16 条 (本規則の追加、変更)

当社は、この規則を予告なく変更することがあります。

- 2 当社は、この規則の内容を変更する場合は、当社指定の方法により、オートチャージサービス利用者に変更事項を通知又は告知するものとします。なお、オートチャージサービス利用者は、この規則の変更があった場合、改定後の規則に従うことを予め承諾するものとします。

第 17 条（本規則の追加、変更）

当社は、運営上の都合や、天災、停電、通信事業者のシステム異常、当社のシステム異常等の不可抗力の発生により、この規則に定めるオートチャージサービスの内容の提供を一時的に制限もしくは停止をすることがあります。

- 2 当社が前項に基づきオートチャージサービスの制限もしくは停止を行った場合に、オートチャージサービス利用者には何らかの損害又は不利益が生じても、当社は一切その責任を負いません。

第 18 条（有効な規則）

最新の印刷物、又は最新のホームページに記載された規則ならびに告知内容は、すべて従前の規則及び告知に優先するものとなります。

附則 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 （第 10 条第 3 項 オートチャージの金額設定）

種類	オートチャージ判定金額	オートチャージ実行金額
(1)	1,000 円	2,000 円
(2)	2,000 円	5,000 円
(3)	3,000 円	10,000 円